

第四十回国会 衆議院 農林水産委員会 議 録 第十八号

昭和三十三年三月十四日(水曜日)

午前十時三十七分開議

出席委員

委員長 野原 正勝君

理事 小山 長規君 理事 丹羽 兵助君

理事 山中 貞則君 理事 足鹿 覺君

理事 石田 有全君 理事 片島 港君

安倍晋太郎君 飯塚 定輔君

大野 市郎君 金子 岩三君

飯谷 忠男君 草野 一郎君

倉成 正君 小枝 一雄君

坂田 英一君 網島 正興君

寺島隆太郎君 内藤 隆君

中山 榮一君 福永 一臣君

藤田 義光君 本名 武君

松浦 東介君 米山 恒治君

角屋堅次郎君 川俣 清音君

東海林 稔君 中澤 茂一君

橋崎弥之助君 西宮 弘君

安井 吉典君 山田 長司君

湯山 勇君 稻富 稔人君

玉置 一徳君

出席政府委員

農林政務次官 中馬 辰猪君

農林事務官 森 茂雄君

(畜産局長)

委員外の出席者

大蔵事務官 相沢 英之君

(主計官)

農林事務官 保坂 信男君

(畜産局参事官)

農林事務官 佐藤松寿郎君

(畜産局参事官)

参 考 人

(日本中央競馬 酒井 忠正君

参 考 人
(日本中央競馬 石川 武平君
会常務理事)
参 考 人
(日本中央競馬 古木 隆蔵君
会常務理事)

三月十四日

委員栗林三郎君辞任につき、その補
欠として川俣清音君が議長の指名で
委員に選任された。

同日

委員川俣清音君辞任につき、その補
欠として栗林三郎君が議長の指名で
委員に選任された。

本日の会議に付した案件

参考人出頭要求に関する件

競馬法の一部を改正する法律案(内
閣提出第一〇四号)

○野原委員長 これより会議を開きま
す。

この際お諮りいたします。

競馬法の一部を改正する法律案の審
査に資するため、本日、日本中央競馬
会理事長酒井忠正君、同じく常務理事
石川武平君、同じく古木隆蔵君、以上
の方より参考人として御意見並びに
実情等を承ることにいたしたいと存じ
ますが、御異議ありませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○野原委員長 御異議ないものと認め
ます。よって、さように決しました。

○野原委員長 競馬法の一部を改正す
る法律案を議題とし、政府当局並びに
参考人に対する質疑を続行いたしま
す。東海林稔。

○東海林委員 それではまず参考人の
方にお伺いしたいと思うのです。
昨日政府事務当局の見解をただしたと
ころであります。まず、現在の段階
において競馬を施行する意義というも
のを、実際中央競馬の執行の御に当た
ておられる中央競馬会の幹部としては
どのようにお考えになっておられる
か、このことをお伺いしたいと思います。

御承知のように競馬の歴史は非常に
古いのでございまして、わが国におい
ても戦前は主として軍馬の育成という
ようなことからしまして、馬匹改良、
特に種牡の能力検定というようなこと
のために競馬が非常に重要視されてき
ました。また一方軍馬以外におきまし
ても、農耕馬あるいは挽用としての馬
の重要性というような点からしても、
競馬の必要性というものがよく理解さ
れると思うのですが、現在におきまし
てはそういう情勢が非常に変わってき
ております。公営競馬調査会等の答申
の中においても、競馬と競輪あるいは
競艇、オートレース等を区別せずに一
様に議論した答申が出ていますよう
でございます。昨日農林省事務当局とし
ては、競馬と競輪その他は違う、こう
いうような御見解の披露があったわけ
でございますが、実際の御に当たって
いる中央会の幹部としてはどのような

心がまえで競馬というものを認識され
ているか、この点をまずお伺いしたい
と思うわけです。

○酒井参考人 お答えいたします。

ただいまお述べになりました通り、
戦前におきましては競馬は軍馬の改良
ということがおもな看板であったのは
おっしゃる通り。戦後軍馬がなくなっ
た今日におきましては、競馬というも
のを通じて、御承知のようにたゞいま
政府納付金というものができておりま
す、これを通じて畜産振興という方に
向けておるのでありますから、畜産振
興が主たる目的であるということにな
ると思っております。なおそればかりでな
く、今日の競馬の状況は、一般大衆の
娯楽という点が非常にふえて参ったの
でございまして、年々ファンが増加い
たすということから見ましても、今日
は相当なファンの増加を見て、関心が
深まっているということは申すことが
できると思っています。

なお、競輪その他の関係はどうか
という点であります。競馬と申
すものは、日本ばかりではなく、御承
知のようにヨーロッパ、アメリカ、い
かなる国でもいたしておる競技でござ
います。ことにイギリス、フランスあ
たりは、これはずいぶん昔からあるも
ので、キング・オブ・スポーツという
ようなことを言われるぐらいに、競馬
というものは国民生活のうちに重大な
地位を占めているくらいに行なわれて
おる。競馬というものは国際的の競技
であるということを私たちは考えてお

るのでございます。そういう点が競輪
その他とは違うということ、また競馬
はともかく馬を走らせる。この間もそ
ういう例がありまして、サラブレッド
というものは死ぬまで走るのだという
ようなことが言われておりますが、目
の前に実例を見まして、昨年などは東
京のレースで、ゴールに入ったとたん
に心臓麻痺で馬が倒れてしまった。そ
れくらいに、サラブレッドというもの
は死ぬまで走るといふような性能を
持っております。従って機械を使いま
すもの、このように馬を使うものと、そ
の間に非常な差があるということが考
えられます。従って競馬においては不
正レースというようなことを故意に馬
を使つてするということは、非常な困
難なことだと思っております。そうそう
両者の間に違つてくるんじゃないか、こ
ういふふうに考えております。

○東海林委員 確かに機械と動物とい
う点で違つてくることはわかるので
す。畜産奨励を競馬でやつております
が、競輪においても自転車工業の発展
というふうなふうに、関連産業の発展
をはかる意味では同じだ。それから一
般大衆のスポーツといふ点から、レク
リエーションといふ点から、そういう
点においても同じじゃないか。ただ世
界各国で競馬はやつておるが、競輪等
はやつておらぬ、確かにそういう点は
あると思つておるが、しかし戦前わが
国においてもそうであつたように、ほか
の国の競馬等においては、いわゆる
ギャンブルといふふうな批判を受ける

ような点については、相当これを戒めて、そうして健全な趣味という意味で、やり方を実際の施行面においても相当留意しておると思ふのです。ところが最近における日本の競馬のやり方は、競輪や競艇のやり方とはほとんど違ひないのじゃないか。そういう意味で、競馬は歴史が違ひ、各国でやっておる、あるいはやつておらぬという点、あるいはやつておらぬという点、でもって競輪と区別するということだけでは、ちょっと変じやないか、こう思うのですが、やはり現在のやり方自体に、そこら辺に差がないと、その違ひの点というところは言えないのじゃないか。ところがこういう調査会の答申等を見て、大体競馬も各競技も同じようなやり方をやるようにという趣旨の答申が出ておるわけです。そういう点が私は非常に不審なんです、そういう点ももう少し会長さんなり、ほかの方で御意見ございましたら、説明をいたしたい、こう思うわけです。

○酒井参事人 ギャンブルということ、戦後は非常にゆるく考えられて、戦前においては非常にきびしく考えられたということが社会情勢ではないかと考えます。また、ギャンブルに対する外国の考え方と日本の考え方とはどう違ふかと思ふ。イギリスあたりでも非常にギャンブルなれがしてありますから、国民全体としてギャンブルに対する考え方が日本の考え方とは違ひ、違つておる。また日本におきましても、戦前と戦後とはよほどそこら辺の考え方が変わつておるのじゃないかと思ふ。従つてどちらも同じではないかという点であります、先日の公営競馬調査会の答申に対して、競馬会におきましては、できるだけこの趣旨を

体しまして、いわゆるギャンブル過熱を避けるということに力を入れて、ごく謙虚な気持ちで、答申に沿うようになつていくべきではないかと思ふ。これが、ほかの団体がどういふふうにかの答申を考えたか、そこらに差があるのじゃないかと思ふ。今この問題と関連して一つ伺いたいのは、場外の投票場の問題でございますが、確かに私も、競輪と競馬と比べて差があるというのを考へてみますと、競輪、競馬に共通するものは過去の実績という点、たゞ一つ競馬は、その当日の馬の条件といふ点、確かにこれは競輪あるいはオートレース等でもそうでしょうが、人間の顔を見ただけでは、きょうはコンディションがいいとかどうかという点、わからぬ、しかし馬は正面でございまして、やはりその日の状態によつて仕上がりがいいとか、まだ太目だとかいうようないろいろな問題が出てきて、そして下見場なりあるいは馬場に出た馬の状態を見てその日のコンディションを判断し、勝つか負けるかという点を見きわめる、この点が競輪とは相当違ふのじゃないかと思ふわけですね。そういう点が一つ、違ひだといふふうには考へるのです、が、そうであるとするならば、場外投票場を競馬に認めるということ、競馬を冒険するものではないか、私はこういう感じがするわけです。ほんとうに競馬からなるたけギャンブル的な要素をなくしていくのだといふことになれば、馬も見ずに、その日のコンディションもわからずに、ともかくた投票

をするといふふうなことは、どうも私はほんとうの意味の競馬のあり方から見て、非常に邪道ではないかという感じがするのではないかと思ふ。終戦後のように、要するにこういう競馬をやるのは収益を上げるのが目的だ、売らんかな、もうかるかな、こういう建前だけであるとしたら、これもまた考えられますけれども、それでなしに、現在のようにある程度自粛していくのだという立場に立つ以上は、場外投票場については考え直さなければならぬ段階ではないかと私は思ふのですが、これらについての御見解はいかがでしょう。

○石川参事人 ただいまのお話のような問題点がいろいろあると思ふのですが、実は戦後競馬の復興をいたしまして、競馬の馬につき、あるいはその経済的な背景と申しますか、そういう点についてまだ脆弱であつたといふ点から、場外馬券を始めたといふふうな思ふのでありますが、競馬といふものは目の前で馬のコンディションを見て、この馬はきょうはどうかといふことで馬券を買うのだといふことが本筋である、そういうふうな経過をとつて今日まで場外馬券というものがきた。必ずしも馬券を買ひ方としてはお話の通り本筋ではないと思ふのですが、ただ現在、先ほども理事長から申し上げましたが、場外馬券に対する一般の国民の考え方といふ点、感じ方といふものが相当私には変わつてきていると思ふ。従つて従来のような考え方だけでは場外の問題を考へるということもいかかと思ふのであります。ともかく競輪その他に比べて馬の経済と

かあるいは既成関係等非常にたくさんあるものを経済的にしよつてやつておる競馬競技におきましては、そういう点について相当財政的にしつかりしたものを持たないといふ機構が完全にはないといふこともありまして、現在まで場外馬券の発売を続けておるわけであり、それがたゞ私どもといたしましては、これがお話の通り当然なことであり、りつぱなことであるとは考へておりませんけれども、ただ従来の関係もこれであり、できるだけ場外のあり方といふ点、設備その他について世の非難を受けないようになつた施設で、馬券を一般大衆の娯楽として提供していただくというふうな考へて、現在のところといたしましては、これをふやすとか何とかという気持は毛頭ありませんし、むしろ施設その他においてできるだけよいものをしていきたいといふふうな考へておるわけでございます。

○東海林委員 昨日これも畜産局長の見解をちょっと見たのですが、日本中央競馬会法の第一条を見ますと、「この法律は、競馬の健全な発展を図つて云々」と、競馬の健全といふことで副詞的な条件がついておるわけですが、やはり発展をはかるということ、書いてあります。ところが今度の公営競馬調査会の答申では、これ以上この種のギャンブル的なものは奨励しないといふ消極的な立場に立つといふことになつておるようです。それで畜産局長の見解としても、農林省としてもそれと大体同じ考へ方だ、そういうことなんです、そうすると競馬会法の第一条のこの冒頭に書いてあることは少しこれは訂正しなければならぬ

のじゃないかといふふうにも考へるわけですが、そういうような点並びに現在こういう一従来も競馬の健全な発展をはかるというつもりで皆さんおやりになつてきたのだらうと思ふ、法律にそう書いてあるのだから、しかし今のそういう段階になつた場合に、これをどういふふうな一体その心がまえとして持つておられるか、これをお尋ねしたいと思ふ。

○酒井参事人 健全な発展をはかるということは、現在において競馬会がモットーとしてやつておることではないかと申します。競馬においては不正なレースがあるといふ点、うなことがあつたらそれはまことに申しわけない、この点は厳密なる監督のもとにいたしておらなければ、そういう面でもつて明るい正しい競馬をやつて参つて、そうして大いに一般の要望にこたえていくというふうな競馬を盛んにしていきたいといふ意味だと心得ております。

○東海林委員 今の点ですね。従来はそれでいいだらうと思ふのですが、私は、この競馬のますます健全を期し、公正を期する、こういうことであらば、現段階でもけっこうだと思ふ。しかし発展といふことはこれはやはり積極的な面だと思ふんです。競馬の発展といふことですからね。健全なといふのは、ここではこれは文法でいへば副詞になるのだけれど、そしてやはり競馬の発展といふことが書いてあるわけですね。ところがこの答申では、もうこれ以上奨励しないという立場だ、こういうことなんです、そこらは矛盾を感じてなりません、うか。実際皆さん施行の責任にある者

としてどういふことでございましょうか。突然の質問で恐縮なんですけれどもお伺いしたいのであります。

○石川参事 競馬の健全なる発達というところにござりますては、私も端的に申し上げますならば、馬券は売れば売れた方がいい、たくさん売りたい、それが馬券の売り上げが悪いと競馬が発展しないというふうには毛頭考えておりませんし、それはただいま申し上げましたようなりつばなレースで国民大衆に競馬を楽しんでいただく、そういうような競馬をやりたい、それで競馬の質と申しますか品位と申しますか、そういうものの向上を目ざしていくべきであつて、たくさん売ればいい競馬だとは必ずしも考えておらないのであります。むしろ安定した形において、品位の高いほんとうにスポーツとしても楽しめるようなレースを展開していく、そしてそれを一般大衆に楽しんでいただくということが競馬の健全な発展である、かように考えております。

○東海林委員 もう一つお伺いしたいのですが、それは賞金の配分の問題です。最近の傾向を見ておきますと重賞レースというものが何かに非常に重んぜられてきたといひますか、多くなつてきているような気がいたします。この資料によつてみますと、現在中央競馬には千六百何十頭の登録頭数があるようございまして、重賞レースで優勝できるという馬は、年間を通じて何頭かに限られておると思うのです。そういう何頭かの馬のために非常に多額の賞金をやる。多数の馬は、勝つてもまあ比較的少額の賞金だ。なかなか勝てないという馬も多いと思うのです。こう

なりますと、これは一体どういふふうで考へていいのかわかることがない問題じゃないかと思ふのです。何かこのごろ宝くじでも五百万円なんというのが出てきまして、やはり何かそれでなつてくるような感じがするのです。競馬においてもそういう形が最近顕著になつてきているのではないかと、こういう点についての御見解は何かございましょうか。

○石川参事 答えたいと思います。競馬の賞金の配分につきましては、お話の通り非常にむずかしい点があると思うのでございまして。これは本賞金一着、二着、三着と優勝したもののだけに非常に多額の金額を与えて、そうしてあとのものは負けたものであるから賞金をもらわない。大体賞金の組み方の本筋というものはそうだったと思ひますが、しかしお話のように全体の競馬の競走馬の程度を高めていくということになりますと、ある程度、何と申しますか馬の層を厚くしていくということも非常に問題だらうと思ひますし、また層が厚くならないといふこともありますので、本賞金をふやしていくといふことでなしに、着外賞でありましては、給付式といつては申しわけありませんが、ある程度の経済的な裏づけをしてやるというふうな組み方をしたいしてやるわけでありまして、ただそれを勝つても負けてももらふんだというふうになりますと、これはレースそのものがおもしろくなつて参りますので、そこらの工合を勘案いたしまし

て、よいレースができるように、しかも馬の質が全体として向上できるような格好に持つていくという非常にデリケートな問題でもあらうと思ひますが、現在のところはそれは本賞金一本やりというふうなことでほとんど本賞金だけ上げていくというふうな考え方でやつておるわけではございせん。

○東海林委員 この賞金と出走手当というふうな関係も、今御指摘の通りだと思ふのですが、この重賞レースと平場レースと申しますか、やはり賞金の配分ですね、そこにも私は相当問題があるのではないかと、こう思ふんですが、まあ中央競馬の場合は比較的少ないと思ひますが、特に地方競馬であまり売れ行きがよくないような競馬場において、なかなか馬主が、そういうふうな意味で多数の馬主が賞金をもらふ機会が少ないといふことが一つの不公平なレースを生ずる原因にもなつていふと思ふんですが、そういう意味において、この賞金と手当というものと同時に重賞レースと一般レースとの賞金の配分、こういう点も、何か最近少し刺激のあるところに集中してそれでおあつと人気をおおるといふような形が強くなつてきているのじゃないか。こういうことはやはり一つの正しい競馬のあり方としては問題じゃないか、こんなふうにしてお尋ねしたわけですが、そういうふうな点も一つさら

に御検討願ひたいと思ふのです。

それでは、昨日に引き続きまして政府当局に対して、大体この条文の順序で聞きたいと思ひます。まずお伺ひしたのは、馬主の服色の登録の問題でございまして。従来の規定は、法の

二十二条の読みかえて地方競馬においても馬主の服色の登録の規定があつたように理解しておるわけですが、今度の改正点ではこの読みかえが削除されております。それで、どうしてこの地方競馬の馬主の服色登録を削除されたのか、この点について改正条文の説明には何ら載つておりませんので、まず第一点としてそれをお伺ひしたいと思ひます。

それから、この資料を見ますと、地方競馬でも三十六年の服色登録が八十五件ばかりあるわけですが、この従来登録してあつたものが今後どういふうに処置されるかという点が第二点であります。

それから第三点。普通こういうふうな処置をする場合には法律に経過規定を設けるのが普通のやり方だと思ふのですが、これらについて何らの経過規定がないようでありまして、その理由。この三点についてまずお答え願ひたいと思ひます。

○東海林委員 そうすると今の答えでは、従来の既登録者については各主催者で適宜処置せよ、そういうことでございまして。それで従来法的にそういう規定があつたものを、ただ法の規定がなくなつた場合にそれを法的に経過処置をきめず主権者で適当にやれというふうなのは非常に不親切だし、法の形としてもおかしいと思ふのです。その点いかがでしょう。

○森茂政府委員 地方競馬におきまして服色の登録は、従来とも非常に実績が少なく、かつその日限りとか、あるいは馬主に関係する服色の問題でございまして、非常に一時的なものといふようなことでもありまして、登録してやつていくという意味が非常に少ない、実績が少なく、こういう意味で、特にこれを全国協会が統一して取り上げないといふことにいたしましたわけでありまして。施行上、施行団体がこういう処置を適宜に自主的にやつていくといふことでありまして、別に従来からあつた権利を失つたとか、失われるとかいふ問題がないものでございまして、附則規定に置かなかつたわけでありまして。

ではないかと思うのですが、その点についての御見解はいかがですか。

○森(茂)政府委員 お説の通り東京地方、大井、浦和、川崎、船橋等では実質的にすでに機能が分化いたしましたし、お話の通り、実質的には調教師的な役割を果たしておられるという状況でございますが、全国的な地方競馬の状況を見ますと、調教師、騎手兼、さらにもっと分化していない場合には馬主自身が調教師かつ騎手であるというような状況でございますので、もう少し地方競馬の今後の動向等も見まして調教師制度というものを確立して、そしてその分化の状況を採用してやっていくという制度に踏み切るのに時期尚早と考えたわけであります。

○東海林委員 今の御答弁の中でも、将来望ましい方向としては地方競馬においても調教師というものはつきりとした方がいいのではないかと御見解のように承ったのでありますが、そういう指導的な考え方を持っておるとすれば、規定としてこれをこの際設けて、そして漸次そういう制度を確立する方に積極的に進めていくという態度が私は正しいのではないかと、このように思いますが、全般的にまだその段階に達していないから規定は設けないのだという御答弁じゃちょっと納得しかねるのですが、いかがでしょうか。

○森(茂)政府委員 方法論といたしましては、非常に分化していない地域における地方競馬と、それから東京、名古屋、大阪地方等におきます相当分化しておる地方とを区別するということがございまして、画一的にそういう制度を設けるといふことまでは、いろいろそういう制度を作りまして、現在の

地方競馬の経過的な事態において、かつ、そういう制度まで設けて、どここの範囲まで、どここの地方までそういうことを——この県では調教師制度を設けるとか、設けないとかいうようなことと、今回の現状以上に開催回数をふやさないというような観点から、どの程度でそういう制度を個々別々にも経過的にもとるべしという考え方もござい

ますが、そこまで踏み切るに至らなかったわけでありまして。地方競馬が過去の歴史から、あるいは馬匹組合あるいは馬匹組合連合会が開催していた過去の歴史からだんだん遊離してきていく現在の状況に、特にまた各地方の状況によつては人口の多いところだけで競馬が行なわれるという状況になりますと、これは今度は大きな問題の考え方が出てくるわけでありまして、すなわち中央競馬と、発達した主要都市における地方競馬とを区別して考えていくべきかどうかという問題も大きく出てくると思ひます。われわれとしては、公営競技調査会等に流れていく考え方からいいますと、相当現在いなかの地方といふことが、田舎地方におきましては馬主即騎手あるいは調教師的な役割をしているものが同一人である場合も考えまして、一括して地方競馬といふことをながむれば、現在の状況では一つの制度として確立することがいかどうか、確立する場合においては地方競馬と中央競馬の関係をどう考えるかという問題等の大きな問題もございまして差し控えた次第でございまして。

○東海林委員 今の点は若干見解が違ふようですが御検討願ひたいのです。ただいまの答弁の中で中央競馬と地方競馬の関連の問題がございましたが、それについて考える点があるわけですが、馬の登録について現在中央競馬と地方競馬の登録の間にどのような交流、馬の交流といふ点からいふことについてどういうような指導的な態度でおられるわけですか。地方競馬から中央競馬にいく、あるいは中央競馬から地方競馬に下がつてくる、こういうことについてどういう指導的な態度でおられるわけですか、その点を伺いたいと思ひます。

○森(茂)政府委員 現在のやり方といひましては、中央から地方に下がつたものは再び中央競馬には上がつてこない。それから地方から上がつたものは、一ぺん地方競馬に帰れますが、再び中央競馬には帰れないというように、相当能力のあるものが中央競馬にきて技を競うという制度は認められておるわけでありまして。また中央競馬において地方競馬にいった方がいいという馬などについては一ぺんはやりませんが、難然と交流はいたしておらない次第であります。

○東海林委員 昨日の御答弁の中に、新潟、宮崎の中央競馬が現在休んでいるが、将来はできればまた再びやりたい、こういうような趣旨の御答弁がありました。ただその場合に、やはり出場の馬の数が問題だといふようなこともあったわけですが、しかし地方競馬と中央競馬の交流の問題が今の状態では、おそらく近い将来に新潟や宮崎が中央競馬を開催するようにはならぬのじゃないかと私は思ふわけですが、昨日はなるべく近くやりたいという御方針のように承ったのですが、その問題と何か関連して御検討されたことがあ

あるのでしようか。

○森(茂)政府委員 現在まではそう言っちゃなんですが、地方競馬の問題は特別の事情のない限りは都道府県知事に監督をおまかせいたしましてやっておったわけでありまして。いろいろ今の答申等の点から考えまして、全国の協会までも作って公正な運営をはかるほか、さらに馬匹の向上をねらって

おるわけでありまして。地方競馬まで直接われわれとしても重大な関心を持って資質、運営の向上をはかろうというわけでありまして、そういうようなことで相当馬主、騎手あるいは馬等の資質の向上になりますれば、今お尋ねの交流等の問題につきましても、厳格なるルールでありまして相当幅も広げて発展される問題だと思ひます。

新潟、宮崎等の問題につきましましては、地元の見解等も考え、かつ一氣に収益があるという点もございせんので、競馬会等の経緯等とも見合せて、もし置くことを地元で要望する場合にはできるだけ努力して参りたいと思ふ次第であります。

○東海林委員 次に十八条関係のことでありまして。現在中央競馬じゃこの特別登録料を徴収して特別なレースをやっておるわけでありまして、地方競馬にこういう規定が今までないように思ふわけですが、しかし、たとえば東京周辺の大井その他の地方競馬の実際の状況からいへば、ステークスといふか、こういう制度が地方競馬にも取り入れられてもいふような段階にきてい

思ひます。

○森(茂)政府委員 特別登録料は、馬主相互が登録をして勝負をかけるという意味もありまして、現在からいいますと資質なり運営なりが中央競馬よりもっとレベルが下であるものについてそういうことを採用するということとは今回は差し控えておるわけであり

ます。

○東海林委員 この規定は全部一律にやらなきゃならぬというのでなしに、「できる」という規定でありますから、地方競馬全部のレベルが上がるといふことが問題でなしに現にそういう条件の備わっておる地方競馬もあるように思ふのでありますがこの点は考えられないかという御質問をしたつもりですが、その点も一度。

○森(茂)政府委員 私どももいたしましては、特別登録料は、簡単に言いますと馬主相互のかけという意味も含んでおりますので、そういう意味合いで、現在の地方競馬には、今回は改正してそれを採用するということをした

さなかつたわけでありまして。

○東海林委員 今の答弁を聞きますと、何かあまり好ましくないことだとして地方競馬にはやらないんだというふうに聞こえるのですが、もしそうであるならば、中央競馬のこの制度もやめたいという議論も出てくると思ひますけれども、その点はいかがでしようか。

○森(茂)政府委員 現在の中央競馬における状況と地方競馬における状況を考えますれば、大井、川崎、東京地方でやっております。あるいは関西等で相当発達したところでも、先ほどの騎手登録と同様に非常にクラスといいま

すか、階級といいますが、規律化されて
いるといいますが、ルール化されまし
て、非常に分類的に分かれておる状況
でございますけれども、一般的に全
般的に百三十五市町村、三十八都道府
県をながめた場合におきまして、馬主
相互間の馬のレベルも千差万別で類型
化されない状況でありますので、そう
いう分類が全体的に見て標準化されて
おらないという状況でありますので、
特に法律制度としてこれを取り上げな
かったわけでありす。

○東海林委員 どうもちよつと変です
ね。この規定を読むとわかるように、
主催者は「徴収することができ。」と
いうのであって、全部せいというこ
とじゃないのですから、全体の地方競
馬のレベルが低いから全般的に適用で
きないのでやらないんだということ
は答弁にならないと思います。従って
レベルの進んだところのことについて
私はお尋ねしておるのですから、全般
のレベルが低いからそういうふうには
考えないんだという答弁では答弁にな
らないと思いますが、もう一度その点
はつきりしてもらいたいと思います。
規定がそういうふうなものです。

○森(茂)政府委員 私どももいたしま
しては、やはり特別登録料は馬主相互
間のかげの意味もあるという考え方で
あります。そこで、現在馬の資質等
について全国的に地方競馬をながめま
すれば、馬の能力等について、急に出
きたり、あるいは一年一回、馬主であ
り、騎主であり、農馬である場合等も
ありますので、できるといふ規定を置
きますと、施行団体がそういうことが
できるということに話が出れば、むし
ろ逆に義務としてできるのだからやる

べしということ、そういう意味の特
別登録料はややかけのな意味も含んで
あるのだから、こういう意味なの
であります。

○東海林委員 そういふ点は、皆さん
の方で地方競馬を常に監督しているの
ですから、無理なところは監督上やら
せないこともできるのだし、どうも答
弁はあまり納得できませんが、大した
問題ではありませんからこれでやめま
す。

次に、今度の改正の重要な点の一つ
であります地方競馬全国協会のこと
について伺いたいと思います。二十
三条の二から三十までの関係でありま
すが、まず第一にお伺いしたいことは
二十三條の二の交付金、これが一号と
二号になっておるわけですが、今度の一
号というのが特に特徴的だと思うわけ
ですが、別表で六千万円以上の売り上
げのものについて、ある率で納付させ
る、こういうことになっておるようで
す。まずここでお伺いしたことは、そ
の別表の基礎をどういふところに求め
られたかというところが第一点でござ
います。それから現段階において、この
別表によって算定するところの何カ所ぐら
いの地方競馬がこれに該当することにな
るかという点が第二点。それから第三
点として、現在の地方競馬の馬券の売
り上げからいって、年間どの程度の収
入になるか。この点は一号と二号に兩
方に分けて、どの程度の金額になる
か、お尋ねしたいと思ひます。

○森(茂)政府委員 ただいまお話し
の二十三條の二の規定でございますが、第
一号は、お話のように別表の欄に掲げ
る額に應じて率によつてとるというこ
とでありまして、これは補足説明で申

し上げましたいわゆる畜産振興費に充
てる分でございます。この分につきま
しては、どういふことで算出したかと
いうことでございますが、これは私ど
もいたしましては、現在都道府県等
で収益を上げておるのが売上高の約一
割ないし八分程度でありますので、そ
れら等を勘案いたしまして、その一割
程度は中央に吸い上げてまして、主とし
て競馬をやつていない都道府県に配
つても、その都道府県内の収益に著しく
影響がないだろう。最近におきま
す状況としましては、売上高が毎年二割、三
割上がつておる状況でございます。

で、地方の財政が痛まない程度でいた
だいて、そして増加分全部ではござ
いせんが、悪くてもその増加分程度と
いうことで売得金の額の総額を算定し
たわけでありす。その額は、現在の
表によりまして、かりに本年度の収益
は地方競馬全体で――あれは年度で区
切つております関係上、推定ではござ
いしますが、四百三十六億円売り上げを
上げるわけでありす。そして収益は
その約一割程度になりますので、全国
的に見ますと、本年度では四十三億
――地方競馬の払い戻したものと経
費を引いた残りが四十三億程度にな
るわけでありす。四十三億の約一割を
想定して、売り上げの多い県と売り上
げの少ない県、結果的にいいますと、
収益の少ない主権者と収益の多い主権
者との関係がございすので、収益の
少ないところにはパーセントを低くし
て、収益の多いところにはパーセント
を高くして、この表にありす千分の
四から千分の十一までの階段にいたし
たわけでありす。ここに、交付する
額の千分の四の下に、「ただし」とし

て複雑な文句が書いてございますが、
これは六千万円から八千万円という境
界線にきた場合に、なだらかに公平に
とれるよつて計算した関係でございま
して、おわかりにくいかと思ひます
が、そういう意味でやつておるわけ
であります。

それから第二号の点は、これは地方
競馬全国協会の事業そのものの経費で
ございす。これは施行者の全部に関
係する問題でございすので、スライ
ディングといひますか、階段制でな
っていく。現状といたしましては、発
当時にいたしましては千分の二・五の
徴収を予定いたしておりました。千分
の四を一度にとらずに、千分の二を予
定いたしておりました。その金額は約一億
になる予定でございす。

○東海林委員 一号は何ぼになるの
ですか。
○森(茂)政府委員 約三億三千万円
であります。

○東海林委員 県にすると何カ所です
か。
○森(茂)政府委員 県にいたしま
す、確実にこの欄で納める県は東京、
神奈川、千葉、埼玉、愛知、大阪、兵
庫等の、人口、財政の多い主要な県で
ございまして、このレベルも、一回売
得金額六千万円というところで、下のレ
ベルは非常に高くいたしまして、今回
吸い上げるのも市町村並びに都道府
県で一回売得金額の非常に少ないところ
ろ、簡単にいいますといなかの地方で
すね、大都市ではなくて、小都市の地
方からは交付金をいたさない、こう
いうことになるわけでありす。

題ないと思ひますが、一号の問題につ
いてちよつと伺いたしたのであります。
昨日も倉成委員からも御質問があつた
のであります。今度、全国の競馬協
会でも畜産奨励をやるといふ場合に、
国の行政との関連の問題です。また今
度新法に出ておる畜産物価格安定法の
改正法を見ましても、畜産振興事業団
も畜産奨励をやる、あれは流通過程の
合理化というようにな点に限定されるの
だろうと思ひますけれども、この競馬
の場合の畜産奨励というものは、畜産全
体についてのようにな点条文では解釈
されるわけですが、その点がどうかと
いうこと、国の畜産奨励との関連に
おいて、どうも国の責任ののれんよう
な感じもせぬでもないのですが、そう
いふ点についてのお考えはどうでござ
いましょうか。

○森(茂)政府委員 またあとで御審議
願ひます価格安定法の交付金にいたし
ましても、それから今回の地方競馬の
畜産振興に対する交付金にいたしまし
ても、私どももいたしましては、国の
畜産振興費につきましては国の予算を
全部原則にいたしまして、畜産振興費
の充実強化をはかつて参りたいと思
うわけですが、そもそも地方競馬から吸
い上げていくという考え方がなつたゆ
えんのものは、都道府県におきましても
市町村におきましても、やつておる市
町村だけがその収益を、強い言葉でい
いますと独占していく。こういう関係
になりますので、都道府県内において
も、ほかのやつていない、市町村にも
配れるように、あるいは都道府県にお
きまして、やつておらない都道府県、
都会等に馬が走つて、馬が農村に生
まれ、農村に育ち、そして農民の手に

よって育てられた馬、こういうことがわれわれとしては長い歴史の悲願でございまして、そういう面をいながら還元していくという意味でございまして、この使の方等につきましては、都道府県知事の意見を十分聞きまして、われわれは都道府県の予算、国の予算等を中心として畜産振興費に充てていきますが、私的団体でも、国の予算の手の届かないような方面にこの畜産振興費を都道府県知事の意見を聞いて分けていきたい、こういうふうに考えております。

○東海林委員 収益が非常に多いところから吸い上げて少ないところに還元するという考え方は一応納得できるような気もするのですが、しかし中央競馬の場合には国庫納付金という形で国に吸い上げて、国で責任を持ち、一括してこれを畜産奨励に充てる、こういう形をとっておるわけです。地方競馬の分も中央競馬と同じように国にこれを吸い上げて、そうして国の責任において一括した統一ある指導、奨励をする、こういう考え方は成り立たないのをごさいますか。

○森(茂)政府委員 東海林さんのおっしゃる意見は成り立つと思ひます。成り立つと思ひますが、現在における地方競馬の歴史、これは国でない都道府県が戦後馬四組合あるいは馬四組合連合会等の施設を吸収しまして、そうしてこれを都道府県にほとんど無償で取り上げまして、そうして都道府県が施行して参ったということでありまして、そういう意味で、都道府県の馬四組合連合会から無償で取り上げた吸収権利みたいなことにおるわけでありまして、そういう意味において、対地方公共団

体等の関係で、地方公共団体が施行しておるその収益を国がもう一ぺん国庫に納付させていくという、自治法等、あるいは国の財政等の関係から、この地方競馬を一律に中央競馬等の組織にしてしまえば、これはそういうことが言えると思ひますが、現在の段階においては、著しいいろいろな問題が出てきますものから、十分御意見はわかりましたけれども、検討させていただきますと思ひます。

○東海林委員 昨日倉成委員の質問に対する御答弁の中にあつたのですが、全国競馬協会が畜産奨励のために助成する場合に、畜産団体だけでなしに、都道府県の意見、希望等によつては、県にも補助することがあり得る、こういうような御趣旨の答弁があつたと思ひますが、県にも全国協会が助成するといふような場合には、やはり無条件で助成するわけではなしに、一定の条件とかそういうものがつくだらうと思ひます。そういう場合の条件通りにそれが適確に使われるものかどうかというようなことを監督し指導するといふような責任を、この全国協会が県に対して持つといふのは、今の地方自治と、全国協会、これは法人でありますけれども、その立場から見るとちよつと問題があるように思ひます。が、そういう点は国が全国協会にかつて指導監督するとかいふことになるのか、それとも全国協会みずからやることになるのではありませんか、その点についてお伺ひしたい。

○森(茂)政府委員 国は全国協会の事業計画等につきましてほとんど勧奨する程度で、国で都道府県の意見を聞いてそれでいきたいと思ひます。現在、

倉成委員の質問等に関連いたしました。東海林さんからもお話がありましたが、これを都道府県にやる場合があるかといふこととございしますが、私もとしては直接都道府県にやるという考えはないのをごさいますけれども、都道府県が自分の方の畜産振興上の関係から、あわせて交付したいといふ場合には、技術的な面で、もし都道府県から強い要望があつて、そしてやる場合には、必ずしもこれを排除しないといふ考え方でありまして、これは原則として都道府県に補助するのだといふことではございせん。

○東海林委員 いや、私もその点は原則としてはこの畜産団体にやるというふうに昨日お聞きしたのでありますが、しかしだいまお話のように、場合によつては県にやることも、原則としては考へないけれども、あり得る、こういうようなお話ですが、その場合の実際の交付の条件通りに適確に使用されているかどうかといふことの監督指導といふのはだれが当たるか、例外的な場合であるかと思ひますけれども、これは非常に微妙な問題ですから伺ひたいと思ひます。

○森(茂)政府委員 この交付金の問題につきましては、農林省が全国協会の監督権のもとに指揮をいたしまして、そしてそういう渡し方等については、十分にこの畜産振興の目的が達成されるように、いろいろ交付要項といひますか、条件等を付して万遺憾なきを期したいと思ひます。

馬会法の二十七条に納付金の規定があり、三十六条にその使ひ方が定めてあるわけですが、資料によりますと、三十六年度が四十二億三千万円というような多額になつてゐるわけですが、実際にこれは内訳的にどのような方面にどのくらい使われてゐるか、概略の数字でよろしゅうございしますが、お示し願ひたい。

○森(茂)政府委員 中央競馬会法の三十六条に、国庫納付金は四分の三は畜産振興にという規定がございまして、そういうことで、それは予算の定むるところによつてやるのだといふことになつておりますが、それでは畜産局の畜産振興費は幾らかといふことになりまして、予算科目を立てる場合に、その程度の科目を、予算編成していくといふのが実情であります。従ひまして、納付金の四分の三以上はもちろん畜産局で予算の編成はされておりますが、この額がどの程度どこへどれだけいったかといふことが前々から非常に御議論になつてゐるところであります。簡単にいいますと、空文化してゐると考へても差しつかえないと思ひます。実質的にいまして、そういう意味でわれわれといたしましては、これは議員等の修正で入りましたけれども、せつかく法律がありまして空文化してゐるという議論の方が正しいと考へまして、私もといたしましては、これがどの科目にどう入つてゐるか、畜産局の役人だけ競馬の益金で雇われてゐるのかどうかといふことになると、そういうことではないと思ひます。畜産局関係の畜産振興費につきましても、状況によつては振興局に組まれる、あるいは経済局の近代化資金

等も組まれるといふようなことになつておりますので、相当の額が畜産振興費で実質的に動いてゐると思ひますけれども、この法文そのものは、一ぺん国庫に納付されて、そしてそれでは四分の一の社会事業費がどうなつてゐるかといふ問題と同様に、実質的に空文化されてゐるという御議論の方が妥当ではないかと私としては考へております。

○東海林委員 今、案外率直に御答弁があつたので、ちよつと私もあせんとしたような点があるのですが、しかし三十六条の規定は「必要な経費に充てなければならぬ」といふふうな書きであるわけですが、従つてそういうふうに率直な御答弁は私は買ひたいのですが、しかしこれはこの国会における答弁としては非常に困ると思ひます。法律にちやんとこういうふうな「充てなければならぬ」と書いてあるのですから、これは非常に困ると思ひます。この点は今度大臣が来たときに質問を保留させていただきまして、次に進みたいと思ひます。

この中央競馬会の経理の監督についてであります。私がちよつと気がかりなのは、この公営競馬調査会の答申の一審終りの附記に、「日本中央競馬会については、その経理を円滑にするため、徹底的に検討する。」と書いてあるのですね。ちよつとこれを読みますと、何か不信感を持つて書いたように感じられるわけです。これは私の誤解であれば幸ひなんです。そういう感じをここに受けるわけです。そこで御質問したいのは、現在日本中央競馬会の経理については、どのような監督を具体的にやつておられるかといふ

等も組まれるといふようなことになつておりますので、相当の額が畜産振興費で実質的に動いてゐると思ひますけれども、この法文そのものは、一ぺん国庫に納付されて、そしてそれでは四分の一の社会事業費がどうなつてゐるかといふ問題と同様に、実質的に空文化されてゐるという御議論の方が妥当ではないかと私としては考へております。

点をお伺いしたいと思います。

○森(茂)政府委員 先ほどの点でございしますが、畜産振興費はその予算の定むるところにおいて組んでないと言っておるわけではございません。三十六年度においても、歳入予定額二十九億のうち、畜産振興に充てて組んだ額は、社会福祉事業とあわせて、有畜農家創設補助、酪農補助、伝食研究費等を含みまして、畜産振興の予算額としては四十五億、三十六年度で組んでおるわけでありまして、そういうふうな御議論がございまして、そういうことで議論の方を私が強調した関係上、非常に誤解された面もありますので、その点は言葉が悪かったら訂正させていただきます。予算の定むるところによって畜産振興費の予算額は四十五億組んでおる次第でありまして、歳入予算額以上に組んでおる次第であります。

それから競馬会等の経理につきましては、われわれといたしましては、人件費等につきましては一般の公団の例にならぬように編成いたしておりますし、競走費等については、一定の歩合をもって算出したしまして、その範囲内で賞金を出して馬主あるいは調教師等が仕事をやっていけるということと、基準を設けてやっておる次第であります。

○東海林委員 最後に、この競馬を公正なものにする、また環境等を改善して、明るい大衆の娯楽的なものにするというふうな観点から、若干の点をお伺いしたいと思っております。先ほど参考人の方に場外投票場の件についてお伺いしたのですが、この点について当局

としてどのようなお考えをお持ちか、先ほど私が質問したような点、お聞きになっておったと思うのですが、当局の御見解を伺いたいと思うのです。要点は、競馬はその当日の馬の状態を見て勝馬投票券を買うというふうなところに、非常に特徴的なものがある、またそれが競馬の非常にいいところじゃないか、こういう馬の現状を見ずに場外で買うというふうなことは、ただ売らんかなという場合には、そういう方法で買っても、現在のところにある程度自衛している、こういうふうな立場に立った場合は、もはや廃止すべき段階にきているのじゃないかと私は考えるのですが、その点についての御見解を伺いたい。

○森(茂)政府委員 根本的な考え方としてはそうでありまして、ただ経過的に現在の状況で混乱をしないように、なるべく屋内で混乱にならないように、現在あるものについては順次整理をしていく、そうしてやる場合におきましても、施設を充実して参りたい、こういうふうな考え方をしております。東海林委員のお話のように、やはり田園風景のもとにスポーツを楽しむということはいくべきものだと考えます。

○東海林委員 どうも、考え方は同じようだけれども、なかなか廃止する勇氣がないというふうなところのようでありますが、そういうふうなところの考え方を、やはり競輪と競馬を区別するといふような考え方が、非常に弱くなっているのじゃないか、こういうふうな気がするわけです。この点は一十分御検討願いたいと思うわけです。

それから、環境を明るくするという問題に関連して、競馬場におけるいわゆる競馬予想屋についての考えを伺いたいと思うのです。現在中央競馬と地方競馬においては、これに対する取り締まりのやり方が違っておるうちに、私思うのです。たしか中央競馬では構内には予想屋は入れないというふうなふうにしておられるが、地方競馬においては、主催者において適当に何か資格を吟味して、こういう点が、許可してやっております、こういう点があるように思いますが、この予想屋に対する考え方、中央競馬と地方競馬で区別がある点も、ちょっと私は疑問なんです、その考え方はどうかという点をお伺いしたい。

○森(茂)政府委員 私どもとしてはできるだけ公正な運営をやっていく面から、地方競馬の現状は適当でないと考えております。施行者等とも十分協議いたしまして、競馬の公正な運営をはかるように努力いたしたいと考えます。

○東海林委員 そうすると、予想屋といふようなものについては、現在中央競馬のような方向に漸次進めていきたい、こういう考え方だと理解していいわけですか。

○森(茂)政府委員 私としてはその通り考えております。

○東海林委員 その考えはけっこうなんですが、特にさしたあたってぜひやっていただかなければならないのは、地方競馬に行きますと、所によっていわゆる公認の予想屋のほかに、もぐりといひましょるか、一定の場所におらずに、お客さんの間をぐるぐる回りながらやっておるのが現在でも相当あるよ

うです。これは競馬場によって相違があると思いますが、相当あるようです。しかも、これらは大体において地方の暴力団等との関連があつて、競馬場における騒擾等が起きる場合の一番火つけ役になっておるようなふうにも見受けられる点があるのです。少なくともそのようなものだけは取り締まらなければいけないのじゃないか、これはやはり公正な競馬の運営とも非常に関係があると思うのです。まあ局長は競馬場に行っておられるかどうか知りませんが、行ってごらんになれば、東京付近の競馬場に行っても、場所によって違いますが、現在も相当そういう点があるようです。一般観客に相当不愉快な感情を与え、ともに、競馬の公正を害しておると思ひますので、少なくともそういうものだけは早急に取り締まっていかなければいけないのじゃないか、このように思ひます。

それから次にお伺いしたいことは、全国協会との資金の使い方とも関連するのではありませんが、地方競馬の中で比較的売り上げが少なく、一口に不振な地方競馬と言われるような競馬場について、公正な競馬をやらせる上においては、一つの設備の充実を期するといふ点と、もう一つはやはり出場する馬に対する手当とか賞金の額をふやすことが必要じゃないかと思ひます。

私もかつて地方競馬の執行をやった経験があるわけですが、賞金は出したいが、実際に売り上げが少ないから出せない。賞金が少なければ、手当が悪いからまた売り上げが伸びないというジレンマがあるわけですが、せっかく今度全国協会ができて畜産奨励をやるというところになったわけですから、その中

の解釈の一つとして、不振な地方競馬の経営をやっておるものに対して、全国協会からその競馬場の設備の完備と、さらには出場馬に対する手当あるいは賞金についてこれを助成して、そしてかりに売り上げの額がそう大きくなくても、公正なりっぱな競馬ができるような方法を講じていくことが必要じゃないかと思ひます。そういうふうな点に対する御見解はいかがでしょう。

○森(茂)政府委員 私どもといたしましては、今回の制度といたしましては、全国協会がその県から取り上げたものをその他の県の競馬施設に充実にまで充てるといふ制度はございませぬけれども、今回の地方競馬の改正にあたりまして、競馬の公正あるいは環境対策等を考えまして、各県の関係者の自主的な関係によりまして、競馬場もよくなつていかなければ全体がよくなつていかなければという問題もございまして、自主的な関係で御趣旨に沿うようにやっていきたいと存じます。

○東海林委員 今の点、一般の畜産奨励にまで金を出すのですから、一番自分たちに身近な仲間の財政的に苦しんでおるところに出すといふことは、必ずしも私は悪いことではないように思ひますが、こういう例があるわけですから、御承知だと思ひますけれども、地方に行きますと、出馬頭数が少ないものですが、わずかに六日間のレースに同じ馬が三回も四回も出る。これは馬主の立場からいへば、せめて出馬手当でももらつて幾らか金をとりたい、騎手にしてもなるべく乗って騎乗料をもらいたい、こういう点があります。しかし主催者の側からいって、そういう

御見解を伺つておるわけです。

○森茂 政府委員 農林省としましては、知事さんに具体的な要綱等も作りまして、知事が施行するにあたり、あるいは市町村が施行するについて知事が指揮をするにあつてもつときめのこまかい具体的な指示をいたしたいというところでございまして、そういう監督条文がある以上、そういうこまかいことにつきましては私どもも十分遺憾なきを期して参りたいと考えております。

○東洋林委員 昨日からきょうにわた
りまして畜産局長から非常に懇切な御
答弁をいただいたわけですが、
ただ私は二点ばかりきわめて重要な事
項につきまして、これはぜひ責任ある
大臣の見解をただしいという希望を
持つておるわけです。一つは、やはり
現在の段階において競馬の目的をどう
いうふうに理解したらいいのか、理解
しておるのかという点です。もう一つ
は、やはり今回の地方競馬全国協会
の畜産奨励と国の畜産行政との関連
について、きわめて重要な事項であ
りますので、本案の審議の適当な段階
に大臣に御出席願つて、この二点につ
いて大臣に質問することの一つ留保を
させていただいて、一応事務局に對
する質問を終わらしていただきます。

○野原委員長 稻富稜人君。
○稻富委員 政府にお尋ねしたいのですが、最近競馬、競輪というものが一緒になりました、中には競馬、競輪廃止論というような問題さえ起こっております。こういう中に競馬法の改正を今回政府は提案されたわけでございますが、この競馬法の改正を機会に一つ政府にお聞きしたいと思ひますことは、

府にお聞きしたいと思いますことは、

競輪、競馬と一般にいわれている中に、競馬というものの特殊性、こういう点をどのように政府は考えておられるかということ。さらにまた、私、先日からこの提案理由の説明等を聞いておりましたも、どうも競馬法改正に対して、将来の競馬施行に対する政府の自信があまりにもなさ過ぎるのじゃないかというように感じさせますので、そういう意味から、まず将来の競馬というものの対してどういうような考え方を持っておられるかということをお尋ねしたいと思います。

○森茂政府委員 私どもは競馬の存在理由は強く感じておるわけでありませう。これは競馬の特質、馬の特質から出て、馬は農村に生まれ、農村に育つて、農民に飼育されて、農業に使用されてきた特質があるわけでありまして、現在でも、農業生産力について重要な役割を務めておるわけでありませう。また運搬施設としても広く社会一般に貢献したわけでありませう。そこでそういう優秀な系統能力の生産技術、あるいは飼育の獣医の育成上の技術は、その他の家畜の改良の面について大きな貢献をし、また将来も貢献すると考えております。いなかの方は祭典競馬等も生まれて、愛馬心から家畜愛も生まれて、生産上におきまして農民、あるいは一般運搬機関としても広く社会一般に、強く、深く生みつけられた現在の愛着心だと考えております。人の生活と切っても切れない感じが植えつけられた結果であると思えます。そういう意味におきまして、馬を愛し、動物を愛する。あるいは生産技術的にも——そういう面では、いなかの育った馬が都会で走る、これが一つ

のレクリエーションとして発達してあるという現状であります。そういう意味におきまして、本能的にも温順な馬の特質として正直に走るなど、われわれの過去の生活、現在の生活と切っても切れない関係があるわけでございます。競馬は今やレクリエーション的に強く発展いたしておりますけれども、そういう意味におきまして、競馬は馬のスポーツとして明るく運営されることをわれわれといたしまして望んでおるわけでありませう。従いまして地方競馬等の施設が、環境がまだ十分でないというところは非常に痛感しておるわけでありまして、今後地方競馬等の運営につきましましては、経費をできるだけ減らし、まず競馬場の施設をよくしてから、そして公正な競馬運営をしてから、収益はほかの方へ充当するということで、畜産振興をはかり、その他の方へ充当するということで、明るい競馬場を作つて、国民とともに、国民の娯楽として指導して参りたいと存するわけでありませう。

〔委員長退席、小山委員長代理着席〕

○稲富委員 過去におけるそういう馬とのつながり等は、それは局長の言われる通りでございますが、私がお尋ねしたいと思つておることは、将来の競馬執行にあたりまして、ほんとうに確信を持つて競馬というものをやつていこうというお考えがあるのかどうかということなんです。これは昨日も質問に出ておつたのでありますが、たとえば今回の競馬法改正の目的がどういふことであるかということに対して、局長は、ただ競馬を開催することが目的であるというように答弁であつた。

私は、競馬を開催することが目的でなくして、その競馬を開催するということがどういふ目的であるかということとをまず示さなくては行かないと思つて、その点を示さなければならぬことは、非常に競馬の将来に対する確信がないのじゃないかと私は思う。その点を私はお聞きしておるわけなんです、こういうために競馬というものはやるんだ、この点の確たる信念というものが提案者になければならぬと思つて、そういう信念に基づいて競馬法の改正というものは行なわれなければならないのじゃないか、こういう点から私はお聞きしておるわけなんです。この法案を見ますと、遠慮がちな提案でありまして、その点をお聞きしたいと思つておるのです。

○森茂政府委員 競馬を開催する意義は、馬の特質ある人間生活、あるいは農村関係から発展してきた関係等、現在都会等で発達しておりますけれども、これを畜産振興、馬匹改良、家畜改良に充てまして、やはりそういうきずなを十分レクリエーションのうちにも植えつけてやつていく、こういう意味において競馬開催を考えておるわけでありませう。

○稲富委員 基本的な問題は局長では無理かと思つてございませうが、今の答弁の中にも、いろいろわれわれのしつくりしない点があるのをごさいます。かつての競馬というものは、やはり今おっしゃつたような馬匹改良というものが大きな主眼であつた。あるいは軍馬であるとか競馬であるとか——そういうような競馬の目的というものが發揮されておつた。ところが終戦後競馬法が改正になりまして、あまりそ

ういうことを大きく言うことは、やはり戦争政策に影響するんじゃないかという遠慮から、終戦後におきます競馬法というものが目的を發揮せぬで、ただ地方競馬においては戦災都市の復興競馬をやるんだというふうな、こういう方面にこれをそらしたという形ではなかつたかと私は思うのです。ところが、戦災都市復興の競馬というものは、すでに今日においては沿わないわけである。それでここに競馬法の改正が行なわれたと思つてございませうが、その点から、われわれは、将来の競馬というものは、あるいは畜産振興に対して役割を果たさせるような競馬をやるのだとか、やはりそういう確かな一つの方向というものがなければならぬと思つて、ところが今日、一方にはギャンブルの弊害を言われる。そうすると提案者の方には、競馬というのはギャンブルだということ一般から非難されるんじゃないかという点から、遠慮がちに、どつちにもかねよ

うな、ほんとうに目的通り有効に使つていくかどうか、こういうことに確信がないことになつてくるんじゃないかと思つて、それで私は、提案者たるものはやはり競馬の目的というものを信の上で立つて法の改正を行なう、将来の競馬を執行するんだ——これがなければできないと思つておるわけなんです。たとえばこの競馬法の改正に対しては、公営競馬調査会の答申が出ておりますが、この答申書も、私たちが見ますと、おそろく競馬というものを主として考えたのじゃないかと思つて、ただ公営競馬としてのこれに対する答申だと思

う。競馬法の今度の改正も、これを主体にして考えられておるようでございませうが、その点いかがであるか、お伺いしたいと思います。

○森茂政府委員 公営競馬という面で抽象的にひつくるめられた観がありませうけれども、公営競馬調査会の審議の過程等も拝聴いたしまして、競馬は全然性質が違つたということで、むしろ論議はその他の競技に集中された観もあるわけでありませう。われわれといたしましては、先生のおっしゃる通り、あくまでも——今まで地方競馬について、そういう畜産振興という面が大部分没却されていた面がありましたので、強くそういう面を打ち出したわけでありませう。いろいろ説明が、口下手なものでございませうので、先生の意向に沿わないような点もございませうので、申しわけないのでございませうが、われわれとしては今回初めて特に金額まで取り上げて、そして畜産振興をはかるということで強い考え方を持っておるわけでありませう。

○稲富委員 それから基本的問題としていま一つお尋ねしたいと思つておることは、今日、競馬、競輪その他の競技が、一つのギャンブルだということと往々にして片づけられるような観があるのですが、ギャンブルだといつても、もちろん、いろいろあると思つておるわけですが、その中において競馬、競輪、オートレースあるいはポートレース、この中において競馬がどういふ点に違いがあるんだということ、提案者としては御認識になつておるか、その点を承りたい。

はあなたの方で検討されたのでございますか。

○藤(茂)政府委員 経理制度といたしましては、国営から中央競馬会の設立になりましたが、現在の競馬会の資本金制度の問題、施設をやった場合におきまするその資本金の額を変えてこれを繰り入れるか、いろいろな経理制度の問題が国営から中央競馬会に移ったときに、さて運営してみるといいうるやりにくい点があるというようなおお

競技調査会等の答申をも参酌いたしまして某大学教授に目下経理制度としてどういう方法がいか検討させておる最中でございます。

○稲富委員 この問題はいずれ大臣が見えたときにお尋ねするとしまして、さらにお尋ねしたいと思ひますことは、幸いに中央競馬会から参考人としてお見えになっておりますので、中央競馬会のどなたかにお聞きしたいと思ひますが、このただいま申し上げました競技調査会からの答申に對しまし

て、中央競馬会からの回答書が畜産局長あてに参つてゐるのでございます。この回答書を一々申し上げますと非常に長くなりますので、ただ要点だけ申し上げるのでございますが、この回答書を見ますと、競馬開催に対する競馬会の意思が実に弱いと思うのです。こういうことではたして——あるいは將來の馬券の問題、あるいは連勝式の問題等、非常にこの実施に対して弱いような感じがするのでございますが、こういうことで將來やはり中央競馬は採算上成り立つものであるという御解釈をなさつておるのであるか、一つ承つておきたいと思うのでございます。

○酒井参考人 私からお答え申し上げます。

農林省に對しまして答申をいたしたの、公營競技調査会の答申、その方向に即しましてできるだけ射幸心を過熱しないようにというふうな意思に沿って答申をいたしたのでございませう。ただしそれには各種の競技が全部これに同調していくならばという一項がついておるわけですが、みながそういうふうにしていくならば、私の方はこの程度のことならやってみましょうという答申であります。その上さらにいろいろ今後の投票のいたし方等につきしては、さらに農林省と協議の上善処していききたい、そういうふうになんでは考えております。

○稻富委員 そうしますと、ただいま競馬、競輪廃止の問題が起こっておりますが、何でも同調すればいいという考え方を持っておりますと、競輪が廃止された場合は競馬も廃止されて同調する、そういう意味ですか、こういうふうに解釈される。やはり先刻から申し上げておりますように、競馬は多くの公營競技の中においては一つの特種的な存在である、この確信が私は競馬をやるものにはなければいかぬじやないかと思ふ。ほかの競技が廃れ止まることはあつても競馬は依然としてやるべきだ、その点の確信が政府にもなさ過ぎるのではないか、また競馬をやられておるあなたの方にもその確信がなさ過ぎるのではないか、強く言つては、ギャンブルと非難されるのではないか、こういう点があり過ぎるのではないかと私は思ふ。その点私たちは将来の競馬法改正についてどれほどの確信があるかということをお聞き。あまりにこの

回答が弱いと思う。はたしてあなたの方でこういうことで競馬というものの特殊性というものにどれだけの自信を持っておるか、こういう点を考える場合に、私が今申し上げましたように、ほうしかのものと同調するだけだ、こういうことでは弱いのではないか、こう思ふわけです。

○石川参考人 ただいま酒井理事長から申し上げた通りでございますが、繰り返すようでありましてけれども、公營競技調査会の取り上げ方というものは、私どもが理解しておるところによりまして、競馬のファンはもちろんのこと、競馬のファンでない一般国民の、競馬というふうなものもひびくるといふ意味において、ギャンブル・スポーツといふものはいかにあるべきかといふことについての答申というふうな考えを伴う競馬あるいは競輪において一般社会的な意味において許される限度といふものがどれであるかという線を出したといふふうに考えられるのであります。そして、そういう調査会の答申に對しましては、競馬会としてはまことに謙虚な態度をもつて一般社会の批判にたえるような格好で競馬といふものを健全な形で発達させていきたいといふことを念願しておるわけでありませう。先ほど申し上げました競輪、競艇等にならうのだといふことは毛頭ございませうので、統一したルール、やり方といふものにつきますは、一つ同じ線でもつてやっていきたい。先ほどの御質問にありましたような、この投票方法いかにによりましては中央競馬として財政の基礎をゆるがすような事態も考へられる重大な問題であります。従つ

てただ中央競馬だけがひとり合点に独善と申しますか、いたすらに遠慮しておつて、その財政の基礎を脅かされるということに危惧いたしている、従つてそこには統一したルールにおいてやるのだといふようなことを申し上げたのであります。

競輪と競馬をどういうふうに通うかといふことにつきましては、お話の通り、これはこれこれこういうかくかくの理由に基づいてということもさることもながら、国民一般大衆の感覚と申しますか、そういうものによつてささえられてゐる、一つのそういう理解の仕方からすれば、これはちよつと違つてゐるという、ばつとした感覚があるといふことだと私は率直に言うと思ふのであります。そういうことで私どもは競輪が廃止されたからそれに同調するとかいふ考え方はどうもありません。中央競馬をただ社会的にも非難の少ないようになつたものにしていきたいといふ念願であつたのであります。

○稻富委員 それでは本論に入りませう。競馬法改正につきまして、まず地方競馬の方の問題と中央競馬の問題とあるのがありますが、私は、中央競馬会関係の方が見えておりますので、中央競馬の關係からまずお尋ねしたいと思ふのでございませう。これは前々国会のときに私は競馬法の改正でお尋ねをしたのであります。ただいま東海林委員もお尋ねした問題でございませうが、日本中央競馬会法の第三十六条に、先刻局長も答弁になつたのであります。が、政府は、第二十七条の規定による国庫納付金の額に相当する金額を、酪農振興法第二十四条の四第一項の国の補助のための経費、馬の伝染性貧血

症の試験研究施設に要する経費その他畜産業の振興のために必要な経費及び民間の社会福祉事業の振興のために必要な経費に充てなければならぬ。と。こういうことがはつきりうたつてあります。これはさつき東海林委員の質問に對しまして、これは空文化してゐるのだといふ率直なあなたの答弁があつた。私も前々回の委員会のときに、これは空文じゃないか、こういう点は改正をすべきじゃないかといふことを強く要望しておりました。この際競馬法の改正をやらねばならぬ、なぜこの空文化したものの改正をやらなかつたかといふことです。現に一般会計に持つだけ使われてゐるかといふことは、金にしろしがないからわからない、ここに空文化した問題があるわけでありませう。地方競馬会の方は今度協会を作られて、それから捻出しようといふのであります。が、なぜ中央競馬会法の空文化している法文の改正をおやりにならなかつたかといふことをお尋ねしたい。

○森(茂)政府委員 先ほど空文化といふ言葉でいろいろお話がありました。が、私どもとしましては、制度としてはずきり国庫納付金三十億なら三十億といふようなことで、それを重点的に畜産振興に特別な予算、一般的な予算要求とは別に特に力を入れて、国庫納付金をその方に充たしたい、こういう考えから、今回の予算措置におきまして、氣持として、意義として、全く特別にその国庫納付金の、かりに三十六年度予算額としては二十九億を組む、実質としては四十億に入る国庫納付金につきましては、重大な關心を持つていろいろ工作したわけございませう。結論といたしましては、今別途提出に相なつております畜産物価格安定法の改正による交付金十億は、基本的な考え方としては、国庫納付金三十億の半分の十五億、そのうちの五億は畜産振興事業への出資金、十億は交付金といふことで、これを交付金制度として機動的に使つていく、問題は、空文化されてゐるという意味合いにおいて、実質的に、これを一般の畜産振興費以外に、毎年度予算折衝のルールとして確立していききたい、こ

ういふ意味で特に交付金制度を置いたわけでありませう。そういう意味におきまして実質的に確保しなければならぬ。空文化されてゐる、その空の裏は実でありますので、実質的に確保していかねければならぬ、こ

ういふ意味で特に交付金制度を置いたわけでありませう。そういう意味におきまして実質的に確保しなければならぬ。空文化されてゐる、その空の裏は実でありますので、実質的に確保していかねければならぬ、こ

ういふ意味で特に交付金制度を置いたわけでありませう。そういう意味におきまして実質的に確保しなければならぬ。空文化されてゐる、その空の裏は実でありますので、実質的に確保していかねければならぬ、こ

ういふ意味で特に交付金制度を置いたわけでありませう。そういう意味におきまして実質的に確保しなければならぬ。空文化されてゐる、その空の裏は実でありますので、実質的に確保していかねければならぬ、こ

はいけないと思うのです。ここに私は競馬の益金を使うのだという意義があると思うのです。それがやられていないということなんです。これは空文化しているのだとあなたは率直に言われると私は思う。それを生かすような法の改正をなせおやりにならなかつたのか。おやりにならうという意思があつたのか、意思はあつたけれども、やらなかつたのか、初めからやらないで、空文でやむを得ないのだ、こういう考へであつたのか、この点をお聞きしておるわけなんです。

○森茂政府委員 はつきり申し上げますと、畜産振興事業団への交付金は、今申し上げた意味では、国庫納付金の予算額の五割ということとを明文に置きますれば、なお明確になると思ひます。私もどもいたしましては、そういう明文を置かないでも、予算交渉の経緯からいまして、少なくとも毎年国庫納付金の半額は別途に予算化していく、こういうことで行政官庁として責任を持ってやっていきたいと存じます。

○森茂政府委員 はつきり申し上げ

ますと、畜産振興事業団への交付金

馬の納付金がいかなくとも、当然国は出すべきである。それを、これがあるために確保したいというような、そういうような、あなた方が満足されておつては、大蔵省が出すはずはありませんよ。あなた方が、大蔵省に対して、こういうような三十六条があるから、これに対してプラス・アルファはどれだけのするか、当然これだけ出すべきじゃないかというような要求をされたかどうか、この点が一番肝心な点です。ただ、十五億出されておるか——これは現在農業基本法から申し上げても、畜産というものは非常に成長部門といわれておる。そのくらしいことをやるのはあたりまえだ。あなた方がそれで満足されておるのでは、大蔵省は出すはずがございませんよ。こんなことでは大蔵省が出さないから、競馬法改正に際して、十分われわれは的確なる理由をつけて、三十六条の問題も踏み切るのだ、これはどのあなた方が確信を持って当たるべきでなかつたかと思う。この点の経緯を聞いてお

るわけなんです。これはあなたでいけ

なかつたら、大臣に聞かなければいけ

ないが、どういうことなですか。

○森茂政府委員 私どももいたしま

しては、稲富さんの言うような、その

通りの気持で、特に交付金を確保した

わけでありま。

○稲富委員 これは水かけ論になりま

して、あなたと何時も話しておつても

同じことになると思ひますから、いず

れまた関係の大臣等に来てもらいま

して、その上でお尋ねしたいと思ひま

す。

さらに、中央競馬会は、先刻から、

明らかな競馬をやるためには、設備そ

他に対して十分なものやらないければ

いけないというところは、競馬会も認め

られておるし、局長の答弁にもあるの

でございませう。ところが現在、中央競

馬会法の二十七条によりまして、第二納付金というものを納められておるが、しかも莫大な金が納められておるが、この点一体局長はいいと思つておられますか、この点も改正の必要があると思ひますので、お尋ねしたいと思ひます。

○森茂政府委員 現在の第二納付金

制度につきましては、施設の充実に非

常に不便な点があるという点につきま

しては、中央競馬会の方からもいろいろ

の意見を伺つたわけでありませう。しか

しなが、全体の資本金の立て方、経理制度等につきましても別に並行して、先ほど申し上げました通りに、専門家が検討中でありませうので、今回の改正には間に合なかつたわけではございませう。われわれとしても十分検討いたしたいと思ひます。

○稲富委員 中央競馬会にお尋ねした

いのですが、第二納付金は、三十五年

度は三億四千八百万円、三十六年度は

五億三千六百万円を納められておるの

でございませうが、それは事実でありま

すか。

○古木参考人 仰せの通りでございま

す。

○稲富委員 私は、後にまた聞きたい

と思つておられますが、中央競馬会の設

備等に対しては、あるいは騎手あるいは馬丁、こういう人たちの待遇の

問題等から設備の問題、あるいは環境衛生を叫ばれております。先刻から問題になつております場外馬券等の問題、こういう設備等に対しては、まだやらなければならぬ点が相当あると思ひます。こういう場合に、第二納付金として、三十六年には五億三千六百万円、三十五年には三億四千八百万円という莫大なものを納めることを義務づけられておるということは、将来一方には設備を完全なものにするんだ、明朗な経理を行なわなければいけないということではないながらも、非常に支障を来たすのではないかと申すのであります。この点はどうでありませうか。

○古木参考人 仰せの通りでございま

す。

○古木参考人 仰せの通りでございま

す。

○古木参考人 仰せの通りでございま

す。

出、その差額がさっきお話がございましたが、施設の経費となるのでございませうが、施設は、ほんとうは会計学上は経費ではございせんので、これだけが財産の増加になっておるわけでありませう。競馬会といたしましては、その施設をやるために自分の経費、一般のさつき言った旅費とか人件費とか、そういうふうな消えてなくなるところの経費、これを極力節約いたしまして設備に投資いたしておるわけでありませう。設備に投資いたしますと、それだけ財産の増加になる。財産の増加はいわゆる貸借対照表ではこれは利益になるわけでございます。利益剰余金の増加ということになるわけでございます。それでその半分が今度は現金はなくても払わなければならぬということになるわけでございます。今までは、幸いにちよつと申し上げました、ほかにまだいろいろ規定がございませう。準備金を設けるとかそういうことがございませうので、いわゆる資金繰りは何とかやっておりますのでございませう。しかしながら、このように第二納付金の金額が大きくなつてくると、いわゆる資金繰りの操作ではやりにくいというふうな状況になつてくるから、予算にも上げておいてはつきりさせないと、資金繰りが非常に苦しくなるのじゃないかということでございます。いわゆる御心配のようなことは全然ございせんのです。

○稲富委員 そうしますと、競馬会の場合、いろいろな競馬会としての設備をされる、設備の費用というものはその剰余金と見なして、二十七条によります剰余金の二分の一に相当する額を納付する、こういうような結果になつておるわけでございますか。

○古木参考人 仰せの通りでございます。○稲富委員 局長にお尋ねしたいと思つたんですが、先刻から局長もおっしゃつたように、いろいろな設備というものは相当やらなくちゃいけないと私は思う。今日やはり競馬というものがもうと明朗な競馬を行なうために、こういう問題に対してはいろいろ設備その他必要であつたと思つたのです。そういうような設備その他の問題までも剰余金としてこれを見て、それに対する二分の一の金額を国庫に納付させるということ、これは非常に要当を欠くように思うのですが、局長はどうお考えになりますか。

○森(茂)政府委員 先刻からお話の点につきましても、たとえば縮めてみて五億の剰余金があるという結果になつた場合におきまして、二分の一の国庫納付するということになりますと、二億五千万円しか一カ年に施設ができません。そうじゃないと、その施設を財源に当てるにしまして、そうして借入金で国庫納付しなければならぬということになるわけでありませう。従いまして検討の中途の過程では、その点につきましてもこれを資本金を立てていく、資本金にはつきり組み入れていく、あるいは施設の分は経費として見るということとでありませう。剰余金を逆に全部国庫に納付しても、経費として差し引いてしまえば借金しなくていいという方法も考えられるわけでありませう。私ももつては検討の途中でございますので、現在の制度は今後の問題として検討して参りたいと思つたのです。

○稲富委員 これは非常に矛盾がある

ように思うのです。これはやはり三十六条とともに、そういうような矛盾があるものを競馬法改正のときになぜ改正されなかつたかという問題なんです。ただあなたの方では今研究されておるからとおっしゃいますけれども、それでは競馬法を今度改正して、こういうような重大な問題はまた改正する時期があるのですか、なかなか實際上改正する時期がこないと思つたのです。そうするとこの際こういう問題をあるいは法を修正するとか何とかやばり手を打つべきじゃないかと私は思うのです。こういうような矛盾を置いておくということは、後にまたお尋ねしたいと思つたのですが、競馬場の設備その他に大きな影響を来たしてると私は思ふんです。この点一つ局長の率直な腹を承つておきたいと思ふのです。

○森(茂)政府委員 数年前御可決をいたしまして、国庫納付金を免除して約十四億の特別な免除額をいたしまして、そうして中央競馬会が各地のスタンドを充実したわけでありませう。三十五年、三十六年度によりや剰余金が出て参りまして、だんだんと施設が相当充実されたわけでございますが、現在の状況といたしましてはなるべく運営費の方を節約して、そうしてその他の節約の分で施設の充実をはかつて参る。剰余金が相当額出ますれば、現在の制度ではその半程度は施設に向くわけでございますので、現状といたしましては十分ではないがもつとほかの制度等も検討いたしまして、改正の機会を將來あると思ひます。

○稲富委員 それでは念を押しておき

条に對しましては、できるだけ近き將來において改正をしたい、こういう御意思が政府側にあるかどうかということをはつきり聞きたい。

○森(茂)政府委員 私が申し上げておりましたのは、中央競馬会におきまして経理制度につきましても目下検討中でございますので、法を改正する必要があるという結論が——そういう制度上のいろいろ今御指摘の通りの問題もございませうので、結論が出ますれば、そういう点は改正して参りたいと思ひます。

○稲富委員 次に御尋ねしたいと思ひ

ますのは、今日まで競馬というものが非常に封建的な存在だと言われている。競馬が封建的だと言われまゝのは、従来騎手制度、馬丁制度に大きな影響があると私は思ふ。御承知の通り馬丁というものはこれは調教師にくつついてゐる。それでもしも調教師と馬丁との間に待遇改善その他の問題で争いができる、馬丁がそのために競馬ストライキでもやろう、こういう問題になりますと、競馬は開催されないことになつてくる。競馬開催者は競馬会である、そういうようなことがすでに存在した事実もあるわけでございますが、こういう制度というものはやはり基本的に考え直さなければいけないんじゃないか、もつと近代的な制度を作るべきじゃないか、こう思ふのですが、これに對してどういふような考え方を政府は持つておられますか。

○森(茂)政府委員 馬丁の待遇改善の問題についてはお話の通りでございます。形式的には調教師に雇用されるものでありまして、直接競馬会には関係ない面もあるわけでありませう。ただ

いろいろ調教師によつては、あるいは馬丁によつては——それから馬丁の賞金等とも関連して、非常にいい人はいが、非常に悪い人は悪い場合もあるわけでありませう。今何私どももいたしましては、中央競馬会に特にその点に専念していただけるポストも充つていたしまして、そしてその衝に当たつては一つの機構改革として、特に労働面につきまして専門的にその面に当たつてもらつて、そして合理的な制度を打ち立てて不安定な馬丁の問題等を解決して参りたいと思ひます。

○稲富委員 將來馬丁の問題は解決

することに努力したい、こういうふうにおっしゃつていますが、ではどういふ点を改正するかという問題はいろいろ上がつてくると思ふのでございませうけれども、まず考えなければいけないのは、やはり今日の馬丁のいわゆる厩舎制、宿舎、こういうものはやはり近代的な設備ある宿舎を作る必要があるんじゃないかと思ふのです。厩舎の中に馬と一緒に寝て、馬の小便のかかるところで仕事をやつてゐるというふうなことでは、これはとても生活はできないと思ふのです。こういうことに對しては当然競馬会等において、馬丁の宿舎の設備等も当然行なわなければならぬと思ふのでございませうが、そういう場合が起つてくるのは第二十七条によりまして第二項の納付金の関係においてこれがやはり出てくると私は思ふ。こういう点から申し上げまして、第二十七条の弊害といひますか障害といふものが出てくる、こういうことなんでございませうが、こういうような設備等に對しては、中央競馬会にお

きましてはどういう考え方をなされておるか。これは地方競馬にも影響してくるわけでありすが、どういう考えを持っておるか、政府並びに当事者である中央競馬会の方にもこの際意見を承っておきたいと思ひます。

○森(茂)政府委員 競馬場の関係施設の充実と同様なウエイトをもって馬丁の宿舎その他生活保障等についてな合理的な制度を確立したいと存するわけでありすが、現在独立していろいろ馬丁の宿舎等につきまして、おもなるところには独立して二百五十世帯分も充実して参っておりますが、なお一そのの充実をはからせたいと存じます。

〔小山委員長代理退席、委員長着席〕

○古木参考人 今仰せになりましたことにつきましては、競馬会も非常に努力いたしておりますが、給与の方面につきましては、相当こちらの方から、直接ではございませんけれども、馬主その他を通じて、馬丁の給与の引き上げに努力をいたしております。設備その他につきましては、今まで完全とは申しませんが、できまですことはみなやっております。たとえば馬丁会館と申しまして、その人たちが集まって談笑する場所、それから食堂も作っております。さらに宿舎の設備につきましては、今局長からお話ございましたような工合で全部ではございませんが、まあ妻帯者に対しては極力宿舎を作るようにしまして、大体今のところ半分くらいは充足しておるのじゃないかと思っておりますが、今後は土地の選定その他いろいろ困難をきわめておりますけれども、その方面を優先的にやろうというふうにしており

ます。なおこれも一種の厚生施設といひまして、各競馬場に共同浴場を作りました。家族の者も入れるというふうにして、現在いたしております。それから競馬場の中にあたり馬丁の子供なんかが遊んでおりますとけがをしてはいかぬということ、託児所と申しまして、うか。そういうものもまた別の方に作つてやつていきたい。最近結婚者が非常にふえて参りましたので、子供も相当競馬場内におるようなこととございまして、そういうことも考慮しながら、今進めておるわけでありすが、可及的すみやかに実施していきたいというふうには存じております。

○稲富委員 騎手、馬丁の待遇の問題は、そういうような施設その他によつて待遇を改善するということが一つの方法であると同時に、やはり給与の問題も大事であります。先刻東海林委員もお尋ねしておつたのでありますが、元來、馬丁及び騎手の給与というものは、その勝馬が賞金をもたらしたときに、賞金のどれだけ馬丁にやる、どれだけ騎手がもらう、どれだけを調教師がもらうというふうになつておると思ひますが、この点の調査はできておるんですか、承りたいと思ひます。

○古木参考人 大体今年全部の競馬会の収入が六十億くらいでございますが、そのうちでいわゆる競争費、厩舎関係、馬主関係、賞金その他で約二十四億くらい計上いたしております。そのうち十八、九億がほんとうの賞金という形で支出されるわけでございしますが、その賞金のうちの約五割でございしますが、これは馬丁の進上金という形で馬丁の勝手人も、それだけはいつておる。これは今までの通りでございます

す。それからあとはその馬丁の方のいろいろな社会保障、健康保険とかその他のいろいろな助成、そういう方面で大体一億七千万くらい馬丁の方に支出いたしております。それはさつき申し上げました厚生施設、そういうものを除いておきます。純粋に金として出ますのが約一億七千万くらいということになっております。

○稲富委員 局長にお尋ねしたいのでありますが、ただいま説明がありましたが、馬丁とか騎手の手当というものは賞金の中から幾分か分けてもらうというのが慣行なんです。ところがなかなか調教師がこれを払わないのですよ、自分が握つてしまつて。ここに大きな問題がある。こういうものをやはり改正の機会に法で規制する必要があるのではないかと申す。この点をなぞお尋ねになつたか、この点を十分聞きたいと思ひます。

○森(茂)政府委員 馬丁の生活改善等の問題につきましては、競馬会といたしましては非常な努力をいたしておるわけでありすが、三十六年におきまして基本ベース等も相当引き上げまして、一頭持ち基本ベースだけで一万八千円、二頭を持つていた場合は三万円、関西では二頭を持つていた場合は二万六千円というところで相当ベース・アップをして参つておるわけでありすが、ただいまお話の進上金といふこととでございまして、その点では当然馬丁と申しますか、とる馬丁は相当いただけるといふ非常に慣習的なところもありまして、賞金が上がればそれだけまたパーセンテージも上がつていくという点は、私どもは慣習とはいへ

あまりに偏した問題だと思ひます。調教師が馬丁に払わないという問題につきましては、これは特に馬丁の進上金の規定で参つておることでありすが、法律に書かなくても当然実行されるべき問題だと思つております。

○稲富委員 待遇改善の問題は、やはり賞金を増すことなんです。賞金を増すというところは、馬券がたぐさん売れなくちゃいけないということなんです。それで競馬をやる以上は馬券を売らなくちゃいけないでしょうが、その点から申し上げまして、今度の客申書に基づきますと、連勝複式というのをやるということとでございまして、これに中央競馬会の回答を見ますと、連勝式は一日に七回くらいしよう、こういうふうな意向のようでございすが、こういうことではたして十分賞金の払いができるような、そういうような競馬が成り立つかということなんです。ことに地方競馬等に対しましては、よほどの賞金を渡しませんと、先刻東海林委員から御質問のありましたような弊害が生じてくる。地方競馬の弊害というものは、同じ競走に――東京近郊はそうじゃございせんけれども、地方にいきましたと、きょうも出て、あしたも出るというふうになつて、同じ馬が出る。乗る人が非常に酷使される。その中において、それではきょう走らぬと言つて、三日目くらいこの弱い馬ばかりのときに走らうというふうになつてきて不明朗な競馬が行なわれる。そういうことがないようにするためには、やはり一頭の馬はもう一回競馬には二回出ないようにする。そういうことのためにやはり賞金というものを増さなければいけない、賞金

を増さなければいけないということになりますと、馬券が売れなくちゃ採算が合わないということになる。この点が答申なんかによつて、いかに弊害のないような競馬だということばかり考へておると、結局成り立たぬような競馬というふうになつてくるのじゃないかと思ひますが、この点をどういうふうにお考えになつておるか、承りたいと思ひます。

○森(茂)政府委員 確率が非常に少なく、非常に大穴が出るということばかりが射幸心とか、いろいろ競馬場の環境対策としてよろしくないというところでもないと思ひます。そこで、それは偶然性の上の偶然性ということもございまして、そういう事態も起こり得ることで、これはどんなレースを組んだ場合でも起こり得ると思ひます。従ひまして、一般的に確率を上げていく、的中率を高めていくという考へ方ではございすが、投票方法だけでこの公正競馬の問題というものは片づかない。いろいろな面で、環境整備とか待遇改善とか、お話しのような点が、そちらの方が、ある考へ方としては先行していい問題かと思ひます。そこでわれわれといたしましては、地方競馬の経費を組む場合につきましても、そういう環境対策等に重点を置きまして、投票方法についてはそれぞれ専門家の御意見等もございまして、十分検討いたしまして、投票方法だけが射幸心をそそる――かけでございまして、過熱という問題等につきましては、やはり入場料を相当とつて環境整備をやつていく。それから場内取り締まり等も、いわゆる八百長が行なわれないように厳重にやつてい

きたい。そういう面で投票方法を非常に、何というのですか、的中率をめちゃくちゃに高くしてしまふ。射幸心を全然なくしてしまふということだけでも、やはり娯楽と関連してデリケートな問題でございまして、われわれといたしましては、収益等も見計らって、目標としてはやはり国民の良識が相当發揮していくということなればならぬと存するわけでございまして、各国の投票方法等もいろいろ研究はいたしておりますが、現在こういう方法で投票方法をやるという結論には至っておりません。

○稲富委員 やはり投票券を売る以上、売れなくちゃいけないのですよ。やはり買入人は興味で買うのですよ。それを興味を持たせないような売り方をするというところは、これはもう商法としては成り立たない商法なんです。ところが、この答申などを見ますと、非常に弊害というのだけを考えて、興味はなくなるというようにすることに持っていけるのじゃないかと思うのです。先刻私が中央競馬会の理事長にお尋ねしたのもそういうわけで、一日に七回くらい連勝式でやっていたのだというように、はたして競馬の採算が合うかどうか。そうなりますと、結局設備も悪くなってくる、あるいは賞金も悪くなってくる。そうしますと、競馬そのものが明朗な競馬が行なわれないわけです。設備も悪ければ、陰惨な競馬が行なわれる、こうなってくる。それで、われわれは、その点はやはりいろいろな環境をよくするということを考えながら、一方には競馬の利益をたくさん上げるといふことも当然考えていかなければならない問題

題じゃないかと思ひますので、この点は将来政令でおきめになるようございしますから、よほど考えなければいけない問題じゃないかと思ひます。それから一、二聞きたいのですが、大きな問題で、いすれ大臣が来ましたが、またお尋ねしたいと思ひますが、今回の競馬法改正によりまして、馬券を、単位を十円とされておりますが、現在馬券を売っているのは百円券から千円券を売っているのだから、なぜ十円というのを抜かれないのか。局長はこの間の答弁では、これは円以下切り捨てがあるから、そういう端数になるから十円で売っているのだというお言葉がありましたが、それなら今日通用しないことはこの競馬法改正のときにおやめになって、そういう端数切り捨ての問題、端数の問題を、単位を上げる、こういうふうにもっと時宜に沿うたような改正をなせおやりにならなかったか、この点も一つ修正する御意思はないかどうか、承りたいと思ひます。

○森茂政府委員 十枚をもって一枚とするということで、百円以下の単位は売らせない規定にしてしまつたわけでございますが、やはりこの問題は箱富さんの言われるように、私も立法の途中でいろいろ検討した結果、現在の国庫端数計算法の関係から、この競馬法だけについて十円以下を切り捨て、一枚をもって百円とし、十円以下は切り捨てる——これは払い戻し等いろいろな計算上厄介でございしますので、混雑をいたしますので切り捨てて、競馬法だけで十円以下を切り捨てるという規定が置けないものですか、苦しまぎれにそういう十枚をもつて一枚とする規定にしたのでありまして、そのところは、おっしゃる通りでございます。それで、御容赦を願ひたいと思ひます。

○稲富委員 その十円以下を切り捨てるにしても、投票券を百円としても差しつかえないじゃないですか。十円以下を切り捨てるから投票券も単位を十円にしておかなければいけないということにとらわれる必要はないと思ひます。現に競馬場へ行つてごらんなきやう。十円券と書いておられます。それならば看板には十円券と書かなければいけないわけですが、十円券とは一つも書いてないのです。そういうような矛盾したことを法にうたう必要がどこにあるか。この際改正するときに、金の単位も価値も非常に変わつてくるのだから、やはり看板に書いてあるように、はつきり百円券とお書きになつたらどうか。法の改正もそれに沿うたらどうかと思ひます。何を苦しんで十円券というふうなことをわざわざこの改正にあつたなされたかということがふに落ちない。その点をあなたは修正される御意思はないですか。

○森茂政府委員 投票券は一枚百円単位とすると書きまして、十円券十枚をもつて一枚とするという、実質的に同じ書き方にはなつてゐるわけですが、その書き方の差によりまして、今度は払い戻しのときに十円以下を切り捨ててしまふと、一般的な法律でございまして、競馬法だけで十円以下を切り捨てるというものを法定することは無理だということ、やむを得ずそういう表現方法を使つたのでございまして、実質的には同じでございます。

○稲富委員 どうも局長はつきりしないのですがね。おそろく馬券を買つていふ人が、百円券を買つて十円券の十枚分だと思つてゐる人はないと思ひます。百円券でありまして、十円以下を切り捨てても、これに対して文句を言う人はいないと思ひます。法に十円以下を切り捨てることと書いてあるならばそれでいいじゃないか。額面は百円券と書いてあつたら百円券のじゃないかと私は思ふ。何を苦しんで實質はそうだと云うのか。實質がそうであるならば、なぜ法にそれをうたわれないか。實質がそうでありながら、ことに非常に矛盾があると思ひます。局長はそうお考えにならないのですか。

○森茂政府委員 稲富さんと同じことで、私は立法のときに考えていたわけですが、券面金額を百円としますと、払い戻し金の計算にあつて、国等の債権債務等の金額の端数計算に關する法律によつて、十円未満の端数金まで支払わなければならぬ、こういうことになりまして、多数的中者に対して短時間にこのような処理を行なうことは、小額貨幣準備がきつめて困難であり、その支払いに間違いが起りやすく、ひいては競馬場の秩序維持の上からも適当でないと思ひますので、十円を券面金額として計算の基礎に置いて、そうして一円未満は切り捨てて實際上は十枚券百円券、百枚券千円券を発売して参るということによつて、おっしゃる通りのことをいたしたい、

○稲富委員 それならば百円券を売る場合には、売るところにも十枚券と書いておかなければいけません。売るところには百円券と書いてあるのです。そういうような苦しい解釈を法的にしなくちゃいけないのであるか、その点やはり、よほどこれは考えて、私はこの際法の改正を行なう場合には、修正でもそういう実際に合つたようにすべきではないかと思ひます。

それから時間もありませんし、早くやめろということでありまして、一つだけ聞いておきたいのですが、将来この競馬法が改正になりますと、地方競馬全国協会が一切の競馬場の設備、そういうようなものはやるようになるのでございしますか。ちよつとその点を伺いたい。いろんな、先刻申し上げました地方競馬の場合におきましてもあるいは既設の設備であるとか、騎手の厚生施設であるとか、馬丁の厚生施設であるとかいふようなものは、全国協会がやるのであるか、そういう点はどうなんですか。

○森茂政府委員 騎手の免許等いろいろ競馬施行上のことを全国的に統一いたしますが、そうして特に特殊機關を作るのでございします。従来と変わつて、また評議員等も選ばれてそれに参画していきまして、従来と変わつていろいろ資質の向上、公正運営等について当然その評議員会で論議が行なわれると思ひます。われわれは、たしましては、中央における一つのその特殊機關のかたまりが特に今度は充実するわけでございします。そういう面までも付帶的なことまで議論になると思ひます。そういうことで、施設は

やはり施行団体がやる。そこまで地方競馬全国協会がやるということではございませんが、特殊機関ができませんれば、そういう施設の充実、レベル・アップ、公正競馬等が一つの方向にたまりなつて、順次そういう方面が改正されるべきであるし、われわれとしても、これらの機関等も使つて公正な競馬運営に資しようというわけであります。

○稲富委員 それから答申の全国公営競馬主催者協議会の会長の東龍太郎さんの回答の中に、第五の場外馬券の問題について、「場外売場については答申の趣旨にそつと努力する。」と書いてあります。これは地方競馬では場外馬券を売つてないと思うのですが、これから見ますとやはり地方競馬でも場外馬券を売つておるところがあるのではありませんか、この点一つ承りたい。

○森(茂)政府委員 地方競馬で場外馬券を発売しているところは札幌、新潟の白山公園、それから新潟県三条、栃木県の足利、横浜市内中区、名古屋の中村区の六カ所です。

○稲富委員 これは地方競馬と中央競馬を通じての問題であります。ことにこの場外馬券売場の設備というものは非常に不完全なものである。これに対してはやはりもっと設備、環境をよくする必要がある。必要じやないかと私は思う。できるならばテレビでもつけて、やはり場外馬券売場においても、競馬をテレビを通じて見られるような設備の進んだ場外馬券売場の設備が必要じやないか。ところが現在の場外馬券売場におきましてはどこにいきましても、何か裏長屋みたいなところであつて、臭気ふんぶん

たるところで行なわれておるといふことは、環境衛生上から申ししても悪いと思ひます。現に馬を見ないだけでも悪いので、そういう考えから場外馬券売場というものは徹底的に設備を完全にする必要があると思ひます。これに対してはあなたの方の考え方と、中央競馬会の考え方を承りたい。

○森(茂)政府委員 いろいろ過去の経緯なり事情があると思ひますが、置くなら非常に早く決める場所、そしてそういう施設ができないならやめてしまふということに努力いたします。

○稲富委員 それではいろいろありますけれども、大臣が来まして次の機会にすることにいたしました。今回はこれをもちつて私の質問を終わります。

○野原委員 午後二時から再開することとし、この際休憩いたします。

午後一時十七分休憩

午後二時十四分開議
○野原委員 休憩前に引き続き会議を開きます。

競馬法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を続行いたします。川俣清吾君。

○川俣委員 私はこの際、競馬法の改正にあたりまして、数点をあげてお尋ねいたします。一つは、今後の成長産業といつて、やはり今後さらに需要が増してくるであろうところの木材資源の供給地としての林分との競合の問題を主としてお尋ねいたしますのであります。

す。
その前に、参考人のおいでになつておられますから、参考人の方を先にお尋ねをいたしたいと思ひますのであります。

そこで、午前中に稲富委員から競馬場の施設等の拡充について質問がありました。これに對して、施設を十分拡充したいのであるけれども、これは売上金のうちの剰余金として吸い上げられてしまふものであるからして、なかなか施設の拡充に向けるわけにはいかないというふうなお話であつたわけでございます。しかしながら、何といひましてもこれだけの利潤、利益を上げるからには、当然その利益の対象となつて施設に對して、相当な改善を加える義務のあることは、これは明らかでございます。従来のもを引継いだだけで、ただで利益を上げていくのだといふならば、これは道義上もまた財産を預けたような結果になつてしまふから、そのままであつてはならないといふことは十分お考えになつておると思ひます。

そこで、さっきの答弁がどうも了解しにくいのです。と申しますのは、ここに償却引当金というのが出ておられます。当然、これが設備の拡充に向けるべき資金源でもあるわけですが、実は競馬会の減価償却が相当大きいわけでありまして、今日まで約三十五億七千六百万円に及ぶ建物の償却資金を持つております。現在でも十二億一千九百万円ばかりの建物の償却引当金を持つておられるわけですね。それから構築物などについては、実際支出される面の六億三千万ばかりに對して三億の減価償却引当金を持つておられる

わけですね。ことに、備品などについてもやはり三分の一の償却引当金を持つておられるのですから、経理内容からいいますれば、これを見ますと、いろいろな設備をするに不自由をしてゐるのだという説明にはならないと思ひます。このくらい裕福な、余裕のある償却資金を持つてゐるのは珍しいと言つていいくらいではないかと思ひます。合わせて十六億六千万円ばかり持つておられる。この引当金を持つていながら設備に十分なことができないのだというふうな答弁はいかようなものかと思ひますから、これを一つ御説明願ひたい。

これに對する畜産局の御意見もあわせてお尋ねしたいと思ひます。一、畜産局はほんとうに資金内容を検討してゐるかどうかといふことがこれでわかつてきますから、御答弁願ひたいと思ひます。

○古木参考人 償却引当金は御承知の通り、ございまして、毎年二億円平均でございまして、とうていそんな金額になつておらぬと思ひます。その総額は今ちょっと控えが見当たりませんが、競馬会のできましたのが二十九年度でございまして、二十九年度から計算しましてもまだ十億圓といふことではないかと思ひます。なお、これは資金として積み立てておられるのではありませんので、毎年々々——こちらとしましては、これは償却引当金というのか、何といひますか、いろいろな現金になつてゐるわけではございません。会社の会計なんかとて呼ぶ。資産になつております。それは毎年々々営繕費の一部分でござい

す。これはことしの予算でも十億圓くらい営繕費を計上しております。そのうちの一部分のような工合になるわけではございまして、これ自体を積み立てておつて現金にしておられるわけでもございせん。全部の今までの営繕は、當時から見ましておそく五十五億圓でございまして、現在は七十億圓の財産で、三十億圓は設備増加になつております。ですから、償却引当金でございまして、それだけの金が不足であるといふことは十分申し上げられると思ひます。償却引当金だけではどうも間に合いませんのであります。

○森(茂)政府委員 償却引当金の件からお話を延ばしましての競馬場施設の充実の問題であります。結論的に申し上げますと、私どももいたしましては、借入金なしに施設を充実していくといふことになりまして、午前中申し上げました通り、施設の充実が不足を来たというところではございまして、元來競馬会には当時の評価施設としまして、國から約四十七億程度ですが、それからその後國庫納付金の免除等によりまして十四億の施設を充実したわけでありまして、そういう意味におきまして、現在評価で評価しましても相当の額の資産を有しておられるわけでありまして、内容の検討によつて、必要な施設等につきましても拡充は私も認めて参りたいと思ひます。

○川俣委員 私がお尋ねしたのは、三分の一とか二分の一の償却をするといふことは、非常に健全な運営であるといふことが一つ言えると思ひます。もう一つは、二割五分とか三割で償却できるといたしますれば、今新しく施

設を講じましても、四年か、あるいは三年半で償却できるという資産の上げ方であるから、設備をしてもそんなに苦勞する必要はないのではないかと、要するにこういうことなんです。資金がないとかいいますけれども、融通の面は別にいたしまして、四年か五年で償却ができるというような施設でありますならば、何を好んで非常に困難な中で施設をしなければならぬというのか、説明にはならないでしょう、こういうことなんです。これだけの償却を上げることができるといえば、これはりっぱな成績なんです。よ過ぎる成績です。これだけ償却しているならば、設備をするのにそんなに苦は要らないじゃないか。私が行ってごらん下さい。あなた方に頼まれなくても、もつとりばにやってみますよ。あなた方がある人がいてやれない仕事ではないですよ。われわれしろとがやっていたのもつとやれる仕事です。そういう意味で申し上げているのです。もう一度御答弁願います。

○古木参考人 私ども、償却は木造家屋その他についてはたしか十五年償却でございます。それから石造のものにつきましてはたしか四十年くらい。これは大体税法に認められたものを基準といたしまして、こちらの方でいわゆる償却規定というものを作っているのではありません。二割五分とか何とかという償却はいたしておりません。これにつきましても、政府の認可を受けまして償却規定というものを別途に作っておりまして、それに基づいてやっておるのでございまして、資産価格には、ここに貸借対照表では八十九億幾ら、この中に流動資産の分も相当金額ございまして、土地の分を除いて四十億くらいかと思っておりますけれども、そういうものにつきましても償却が年に二億しかできないというのを申し上げておるわけでございます。大体税法の精神にのっとって規定を作っておるようなわけでございます。

○川俣委員 償却については、国税の基準に基づいて償却を見るのが普通になっております。しかしこの三十六年度の日本中央競馬会貸借対照表を見ますと、十二月三十一日現在で建物が四十七億九千五百万円、その原価償却引当金が十二億一千九百万円、構築物が六億三千六百万円、その償却が約半分の三億になつておる。さらに備品は四億一千七百万円、減価償却引当金は一億三千七百万円となつておるわけなんです。馬の償却まで見ておられるわけですが、こういうふうに見て参りますと、減価償却について十分な引当金を見ておるのであるから、こういう見積もり方ができるというならば、設備をするに何も困難を要しないではないか。償却ができないような状態では、設備を拡充していくという事はなかなか困難だということになります。償却もできないような資産状態であるならば、容易に新しい施設をすることは困難だということになる。しかしこの資産状態から見て、施設をすることに困難だというふうな状態は見えませんか。こういうことです。

もう一つ、つけ加えておきますが、もちろん土地は減価償却すべきものではございせんが、評価が割合に安くできておるようでございます。わずかに二十七億二千六百万円ですか、この土地の評価も割合に安くできておると思ふのです。今競馬場でも相当な住宅地

域になるようなところでございまして、坪幾らというふうな価格ですから、これはおそろく帳簿価格に幾らか毛のはえた程度にしておられると思うのです。これも資産からいへば健全にしておるわけですから、悪いとは言えませんが、そういう点から見まして、内部に相当な資産を持つておるのであるから、設備をするのにそうよくよされる必要はないし、ここで御説明のあつたように、剰余金、純益金が増え上げていかれるために設備がでないのだという抗弁は成り立たないというだけをおし上げて、これは競馬会に対する私の意見であると同時に、監督官庁であります畜産局も大いにこれは検討しなければいかぬのではないかと。従来の情性だけで監督しておつたのではだめじゃないか。森さん、どうですか。

○森(茂)政府委員 お話の、言われている点はよくわかります。

○川俣委員 次に、もう一つお尋ねしたいと思ふ。石川さんのおられるときに一つお尋ねをしておきたいのですが、日本の馬産というの、牧野の改良とともに行なわれてきたと思うのです。従つて、日本の畜産計画を見ますと、牧野と畜産とは密接な関係で進行してきたと思うのです。ところが最近馬の増殖がだんだん衰微して参りまして、特殊馬の生産には努力を払つておられますが、いわゆる馬産の大衆馬と申します、農用馬についてはだんだん衰微してくるような傾向にある。こういう傾向を見ると同時に、一方におきましては、従来馬産の基礎でありました牧野が、最近はいわゆる乳牛あるいは和牛等の基礎に変わつてつ

ある。これも畜産全体から見れば当然なことではあります。馬産をなす奨励をしなければならぬのかということについて、石川さんはどのように考えておられるかということが一つと、あなたの前におられた林野庁は、牧野はむしろ林地分として活用することが経済的に必要なんだ、または農家のためにもこれを林地に利用させることがむしろ適当なんだという考え方をしておるようでありまして、全部とは言いませんが、今度は林野庁から競馬会に入られたのですが、どういふふうな感想を持っておられますか。この点を一つお聞きしたいと思ふ。

○石川参考人 農用馬が漸次減少していくという傾向につきましても、お話の通りだと思ふ。馬産の全体の問題として、当競馬会として考えられべきことは、競走馬としてのりっぱなものを作り上げることが、さしずめの問題だと思つております。従いまして、その限度において私どもでは考へておるのであります。一つの土地を林野として活用すべきか、あるいは牧野として改良すべきかという点については、一般論としてやはり馬が使用なければいけないのだというふうなことは考へております。

馬のあり方についても、御承知の通り、だんだん変化をいたしております。ですからそういう変化の情勢あるいは馬の生産の経済的な面というふうなものも考慮いたしまして、馬の経済というものがうまく優秀な競走馬を作れるようにして発展していくように、極力考へて参りたい、さような施策をとつて参りたい、かように考へております。

○川俣委員 これは石川さんには少し無理かもしれませんが、畜産局にお尋ねしたいと思ふのです。優良な競馬馬を産出した、こういうお話、それはもつともだと思ふのです。しかしこれは一匹が優良馬になるのではない。多数の馬から選ばれた一頭が競走馬として優秀だということになるのであります。たつた一匹を生産するわけにはいかない。多数飼育の中から比較的優秀なものというものが産出されるということになると思ふのです。ですから、優秀な競走馬を産ませるというわけにはいかないと思ふのですが、これは石川さんにはちよつと無理だと思ふので、畜産局長一つ御答弁願いたいと思ふのです。

○森(茂)政府委員 お話のように確かに馬は、馬に限りませんが、特に馬は草食が基本でございまして、お話をさうな牧野で育成されるということでありまして。そういう意味におきまして、わが国で現在概算せられます百四十万ヘクタールのうち相当部分が北海道あるいは九州、東北等で放牧地として利用されておるものであります。馬に限りませんが、放牧地として利用されておるものは、百四十万ヘクタールのうち約八十万ヘクタールであります。これら牧草等の育成につきましては、今後全般の家畜改良あるいは育成という意味から、特に今後の乳牛等の生産地、こういう意味において重要視していかなければならぬと考へるわけでありまして。

○川俣委員 補足説明の中に馬の改良及び増殖その他畜産の振興をはかるために地方競馬全国協会への交付金制度

を設けるのだ、こういう説明になっておる。馬の増殖ということなんです。だんだん衰微して参ります傾向の中にあります。優秀な競馬馬を産出することも非常に困難になるのではないかと、こういう趨勢にあるのではないかと。主として外国から輸入しなければならぬことになるのではないかと。この危険性があるのではないかと。心配されるわけです。ですから、ある程度の馬の増殖ということを考えなければ、競馬というものは立ち行かなくなるのではないかと。その意味におきまして、今の間に畜産についての十分な努力を払っていかねば、舞台であります競馬自体がだめになっていくのじゃないか。そういう意味から馬の改良はもちろんなことですが、増殖についても力を入れなければならぬ。増殖に力を入れるということになると、いわゆる放牧地なり牧野なりの手入れ、整備というものにも一段と力を入れていかなければならぬのではないかと。馬自体の価格が非常に下がってきておりました、特殊に何頭か作つたうちの頭だけが競馬馬となるというのでは、この生産自体が非常に冒険的な生産ということになる。冒険でありますればいつ破綻を来すかわからぬわけです。そういう意味で健全な馬の生産というものを力を入れていく、その健全な中から優秀なものが産出される、こういうことにならないかと。健全な馬産奨励にはならないのではないかと。しかしながら、従来と馬の飼養状態が違ってきておりますから、従来のような大規模な馬の増殖計画などはとうてい不可能だと思ひますけれども、今にしてやはり増殖ということ

に相当力を入れていかなければならぬ時代じゃないかと思ひます、もう一度この点についてだけ御答弁願ひたいと思ひます。そういう意味で、競馬会も今あなた方がおられる時代はいいですよ。これから一体馬の生産がだんだん不可能になってきたならば、競馬会があつたって、競馬場があつたって、何の役に立つのです。そういう意味で、今から将来の馬の生産についてよほど努力を払う義務があると私は思ひますが、競馬会としてどういう考え方をしておるか、この点を一つあとで御答弁願ひたい。

○森茂政府委員 馬の飼養頭数は非常に減少して参りまして約六十万頭余になつておるわけでありまして。現在といたしましては、東北、北海道、九州地方でも相当大きな農耕上の役割を果たしておるわけでありまして。一方においてまた競馬馬の生産等についても各地において農民の収益になつておるわけでありまして。競馬が存続される限り、やはり農民の手でこれが育てられるということを考えますと、お説の通りであります。外から高い外貨を入れていくというのは、これは優秀な種を植えていくという意味で極力優良なものをごく少量に入れていく、こういう意味で全く先生のおっしゃる通りだと思ひます。入れるべきものは入れるが、これは少量入れていい馬をわが国で作つていく、そして競馬でいへば国際レース等でも日本の改良技術というものを、スポーツとしても世界に冠たるものにしたと私は思つておりますので、特に牧野の改良の点につきましては、これは私個人としても、いろいろ複雑な問題があつたにしても、

制度的にあるいは入会権的に、こういう固有林野を通じてもう早急にある制度をもつて打ち立てて邁進しなければ、全体の畜産のえさの輸入等の将来を考えれば重大問題であるわけでありまして。先生の御意向をくみまして、早急にこの開発等について進んでいきたいと思ひます。

○石川参事人 だんだんと先生の御意見、重々まことにごもっともであります。私もといたしまして、端的に申し上げますと、為替の自由化ということでありまして、競馬馬の生産ということとは量的な増産もさることながら、質的にも、また生産費におきましても合理的な経営によつて生産される、そして外国産馬等の輸入によつてがたんとこないようなしかりした生産態勢というものを、そのためには取引の改善でありますとか、生産そのものを合理化して、もっと科学的に検討を加えていくというような面で逐次そういう方向へ持っていくという観点から、関係の団体等を指導いたしまして、協力を得て早急に今だんだんとお話の線に沿つて努力をいたしておる次第でございます。

○川俣委員 そこで畜産局長にお尋ねをいたしたいのですが、午前中からの質問を聞きますと、日本中央競馬法の三十六条がほとんど空文化しておるようだ。これは必ずしも私は悪いという意味ではないのですけれども、結局この三十六条を空文化しているのは行政的に空文化しているのであらうと思ひます。これはどういう意味なんです。か。実効を上げていないという意味が空文化ともいわれておるようです。

でも、今私がだんだん申し上げましたように、今後さらに畜産に大きな努力を払う予算上の処置を望んでおるのでございまして、そういう意味で三十六条をもう一度お尋ねしたいのです。畜委員あるいは東海林委員の質問の際も、この点の説明が何か十分でなく、誤解を受けるような答弁であつたと思ひます。三十六条が空文化されておるといふのは行政的に空文化されておるといふ意味なのかどうかお尋ねしたいと思ひます。しかしこれは私はあなたをとちめる意味で言うのではないので、大蔵大臣は、三十七年度予算編成方針に臨んで、法律によつて予算をつけないければならぬものから順次つけていく、新規需要にまで拡大していくのだ、従つて法律のあるものについては優先的に予算配分を終わつたのだ、こういう説明をしております。従つて法律のないものはあと回しだ、法律のあるものは先に予算の裏づけをしていかなければならぬのだという説明をしておるのですから、法律のあるこの三十六条に基づいて当然予算要求の基礎になつておるのです。何かあなたたちは空文化してというように説明をなされておるわけでありまして、誤解を受けるというわけもおきないで、あらためて一つお尋ねしておきたいと思ひます。

○森茂政府委員 全く誤解を受けるというわけでもないで申し上げますが、日本中央競馬会法の改正の際に、三十六条の問題は相当論議されたわけでありまして。その論議の趣旨に沿つて、畜産局は毎年畜産振興費の拡充について努力して参つておるわけでありまして。予算の各項目にわたつて畜産振興費とし

て掲げられておるものは、この三十六条の規定によつて編成されておるわけでありまして。特に三十六条がない場合とある場合とは相当あるから、畜産振興の点にも、三十六条は非常な意義ある効果を發揮しておるわけでありまして。私もといたしまして、中央競馬会の国庫納付金の予算額が幾らであるか、大蔵省におきましても予算額は幾らであるかということも十分見計らひまして、予算の編成をいたしておる次第であります。ただ、いろいろ空文化という問題につきましては、日本中央競馬会法を論議されておる際の速記録に相当強い御意見も出ておるわけでありまして。そういう意味におきまして、御意見に沿つて行政官庁におきましては、毎年畜産振興費の充実につきまして努力して参つております。毎年々々増加いたしておることは御承知の通りであります。

○川俣委員 いずれの委員も不十分だという意味であなたにお尋ねをしておつた。これは当然畜産振興として国の一般会計で見ればべきものであるにもかかわらず、それにさらにプラスをしてはどうか、大いに力をつけ加えてやろう、こういう趣旨で日本中央競馬会法ができておると思ひます。これがなければあつたとき法律が通らなかつたような傾向にあつた。これは会議録によつてすでに御承知だと思ひわけでございますが、ただ今後競馬法の一部を改正いたしまして畜産振興に向けるのだ、こういう趣旨でございまして、地方の現在の財政からいいますから、入ってきただけの範囲で畜産奨励をやろうというように従来

あったものはたな上げしまして、新しく入ってきたものだけで予算操作をしようということになりかねないのではないかと不安があるわけであります。私も、日本中央競馬会法につきましては、作つたときも、プラス・アルファというか、アルファどころではなく、今まであった上にさらにこれらの予算をつぎ込んで、倍にも三倍にも畜産奨励に役立たせようという考え方があったのが、その目的が達成されないでいるうらみがあるわけです。その点から見ると、せっかく競馬法で畜産奨励のためにこれらの資金を回すのだということにいたしましたも、地方財政の上からいって、今までの別な方面に使って、これから上がってくるものだけで間に合わせようとするならば、この趣旨は生きてこないと思ふ。法律があるためにかえって従来よりも貧弱になるという結果が出てくるのではないかと心配さえてくるわけであります。一步も進歩しないのではないかと。まさか小さくなることはあるまい、こう一応考えましても、それじゃプラスになつてもっと積極的になつてくるかということになりますと、森さんだってあまり自信がないのではないかと。自信がするのです。自分がやってみても自信がないという気がするのではないかと。気がしますが、この点いかがですか。

それ以上に、後の畜産等の動向をなぐめすれば、振興局予算におきましても、農林経済局の予算におきましても、各面におきましても、畜産振興については十分配慮を払つておられるわけでありまして、先方の御激励によりまして、近代化資金等におきまして有畜農家創設特別措置法の資金は、三十六年度は倍になつて支出されたような次第でございます。そういう意味におきまして、私もとしては、それはたぶん満足して飽満感があるということではございませぬけれども、八分目の腹で一生懸命がんばつておる次第であります。

○川俣委員 もう一度だけこの問題について申し上げますが、結局地方競馬会の収益でもって畜産の振興をはかると、地方競馬全国協会に売得金の一定率を交付するという制度を新しく設ける、これは何のために設けるかという、畜産振興をはかるといふために設ける。確かにここで一定率のものが畜産奨励のために出て参ります。そうすると、従来出しておつた畜産資金が落ちて肩がわりするだけにどまるのではないかと。もう一つは、都道府県の施行者が競馬の益金、収益金をもって畜産の振興、社会福祉の増進等の事業の財源に充てる、こう明文化してみても、これもまた従来やっておりましたのにプラスになるのではなくして、従来のままの肩がわりになつてしまつてはないか。そうすると、せっかく競馬法を改正いたしました、いい意図で改正をし、いい意図で実行を迫らうといつたにしても、地方自治体としては財政難の結果、この目的を達成できないのではないかと。

できないおそれが十分感知されるが、いかに処置されますかということであります。

○森(茂)政府委員 私どももいたしましては、畜産振興事業団あるいは今回の地方競馬の全国協会の交付金、特に交付金につきましては、競馬が盛んに行なわれて、収益が上げられている県におきましては、これはほとんど大都会でございまして、農産物の出荷あるいは特に牛乳、酪農品等の出荷施設等につきましても、都会的な処理が十分でない点もございしますので、そういう大都会におきましても畜産振興に努めてもらひ、それがかえつて産地の手取りの増加になるという点で、極力都市方面におきましても畜産の流通面の方に力を入れてもらひ、それから吸上げたものにつぎまして、主として競馬をやつていない県あるいはやつていまして収益が全然上がらない県等につぎまして、ほんの補足的な関係になりますけれども、そちらの方の地方の畜産振興の充実に充てたい、こういうことで、根本原則をいたしましては、国、都道府県はやはり必要なものは、公共的なもの、一般共同施設的なものは、予算のルールとして、考え方は予算を中心に考へておるわけでありまして、ほんの一部の金額をいたしまして三億三千万円程度でございまして、これは都会だけで使うのじゃない、馬は農村で育てられておるわけでございますので、そういう意味で、走つた結果というものはやはり産地に戻してもらひ、特に競馬の行なわれなような県は、そういう点でなかなか今申し上げました財政不如意の点で、

それがもとで元の方が減るということじゃなくて、ほんの一部でございまして、補足的な意味に考へております。

○川俣委員 局長の熱意はよくわかるのです。その方針でやられることはよく理解できるのですが、そのことがどれだけ実行性を持つてくるかというところに私は危惧を持つておるのです。私も三十六条を作つたときも大いに熱意を持つて作つたのだが、実際はあつたのと違ったのと同じく違ひのないような、わずかな畜産振興対策の予算よりとられていないというところに大きな不満があるわけです。それと同じように、地方競馬で意図することは非常に多いのであつて、私は文句のつけようがないほどいっぱいと思つていふところが、実際これを活用するところの都道府県がどれだけ熱意を持つて畜産奨励のためにやつてくれるか、地方競馬協会が吸い上げてきたやつは全体的に使われるでしょうか、これは問題ないと思ふのです。だけれども、都道府県は地方の競馬の収益金をもつて畜産の振興、社会福祉増進のための事業の財源に充て、これらの事業の発展に寄与するというのを法律に明記して――確かにこれは明記されておるわけでありまして、これは必要なんです。これには文句はない。せっかく作つた法律だけれども、明記しても一体どれだけ実行の面に現れてくるか。国だけだと、大蔵省が財源がないというところになると、競馬の益金がありがたくちやうだいというところを、ときどきやりかたないのです。相沢さんも今見えておるようですが、ときどきそういうことをやりかたないのです。私も

はそうじゃない。こういうことでわざわざ競馬をやる、それは何の目的でやるかという、畜産奨励だといふ言わなければならぬ。それでなければ競馬なんか必要でない、こうなりますから。それでは、必要だということになりますと、畜産奨励だといふざるを得ないのです。それでなければ競馬やオーリースと何にも違ひはないのですから。歴史的な非常な強味を持つていふのは何かといふと、やはり畜産奨励という御旗をかついでいるところにおそらく力を持つていふのではないですか。ところが、その畜産奨励に役立たせないようでは意味がないのではないかと。どんなに法律に明記いたしまして、実行者がどれだけの熱意を持つてやつてくれるかといふことについては、農林省はなかなか手が届かないのではないかと。心配をしておるわけでありまして、ですから、法規を作つたことについては反対じゃない。これをどう実行させるかといふことについて十分の用意がなければならぬ、こう思うわけでありまして。

そこでさらにお聞きしたいのですが、時間もございませぬのでおきたいのですが、こういう機率心をあおるような、社会環境を悪くするようなおそれのある競馬でございまして、いろいろ監督を厳重にするということ、当然のことだと思ひます。野放図にはできない当然のことだと思ひます。そこで今度でも罰則規定を強化されるのだらうでございまして、この罰則規定をさらに、役員ばかりでなく、職員に対しても罰則を強化しているといふのでございまして、これは畜産局

として聞いてほしいのだけれども、この罰則の規定が、日本にありますいろいろな法律の罰則の規定と比較してみても、懲役の義務を負わしておる罰則を負わしておることは当然だと思えます。ところが、懲役と罰金とを併用しているわけではありませんが、懲役または罰金と、こうなっておりますね。その罰金の額です。競馬法によりまして、五年が五十万円、三年が三十万円あるいは三年が二十万円というのがありますけれども、ほかと比較してみてもこれは中庸だといえないこともありません。しかしながら、事財産に関することだといいたしますと、罰則規定はさらに懲役または罰金の、その罰金の率は高いと思えます。たとえば、大蔵省の相沢さん来ておいでになります、所得税法の法人税では、五年以下の懲役または五百万円の罰金、三年以下の懲役または三百万円の罰金というふうになっております。こういうスキャンダルみたいなことの問題についての罰金は、懲役は非常に役立つけれども、三十万、五十万という金額は大した痛痒を感じないという傾きがあるのではないかと。そこで所得税法でも法人税法でも、懲役を課することよりも罰金としての金額を高めておかないと、財産上免れるというものがあるといけないということで、罰金を高めておるようです。ただし肥料取り締まりであるとか農薬取り締まりということになりますと、懲役三年で罰金が十万円とかいうことになっておりますが、これは財産上の利益を得るということが罰則の対象になるものでありますから、もう少し罰金の率を高めておく必要があるのではないかと、この

点についての見解を伺いたい。
○森(茂)政府委員 罰金の問題についての御意見ですが、たとえば三十二条の二の調教師が競争に關していろいろを受受した場合、その他偽計を用いて競馬の公正を害すべき行為をした場合、こういうことについての罰金額の問題であります。偽計や威力を用いてやった場合とか、それぞれ罪質によって大抵刑事局の方では罰金額のレベルをきめておるわけでありまして、お話をきいてはわかりませんが、懲役の限度と罰金とは、大抵普通のこの種の犯罪につきましては一年が十万円、あるいはその前後というふうなルールになっておるようでございます。
○東海林委員 関連して。ただいま質問者からお話が出ておるように、日本中央競馬会法の二十七条による国への納付金は三十六条の規定によってその用途が法律的に明示されておるわけですが、午前中農林当局からは、この規定の趣旨に沿って努力をしておるという趣旨のお答えをいただいたわけでありまして、そこで一方の大蔵当局として実際に予算編成をするにあたっては、この三十六条の規定をどのように考へて実際の予算編成に当たっておるか、この点をお尋ねしたい。
○相澤説明員 この日本中央競馬会法の三十六条の規定は、国庫納付金の額に相当する金額を、略農振興法その他のに基づく経費及びその他の畜産業の振興のために必要な経費、それから民間の社会福祉事業の振興のために必要な経費に充てるという規定になっておりまして、その場合になお社会福祉事業の振興のために必要な経費に充てる金額は、その国庫納付金の額のおおむね四

分の一に相当する金額、こうなっております。そうしますと、この規定そのまゝの解釈としましては、国庫納付金の四分の三に相当する金額を畜産振興費に充てればよいというふうに読めるわけですが、私はこの法律ができました際の経緯はつまびらかに存していませんが、しかし気持は少なくともこの程度の金額は畜産振興費に充てるという考え方であつて、それだけ組めば十分であるという意味じゃないと思えます。過去におきまして、また現在に於いても、この国庫納付金の額の四分の三の金額の倍ないしそれ以上の金額を畜産振興費に組んでいくわけでございます。決してこれだけ組めば十分であるといつたような考え方で畜産の振興費を考へていくわけではございません。御案内の通り、畜産は農業生産における生産部門の太い柱でありまして、今後もこれは大いに振興しなければならぬ。もちろん国の予算を増額することのみが畜産振興になるとは存じませんが、少なくとも予算を編成する際の気持としては、この畜産の経費についてはこういう規定のあるなかにかかわらず、その充実にあつただけ努力して参りましたし、またそういったような考え方でおるわけであり

れなければならぬ、こういうことになりますが、ただいまのお話によりまして、畜産奨励金については、必ずしもこの額だけでなしに、さらに他の財源からもできるだけ振り当てて、重要な畜産振興のために寄与する考えなんだ、こういうことでございしますが、三十七年度の畜産奨励金全体の中で、この競馬国庫納付金から支出してある割合といふものはどの程度になっておるか、それをお伺いしたい。
○相澤説明員 おっしゃる意味は、三十七年度における畜産振興費のうち、国庫納付金の四分の三に相当する金額、つまり三十六条に規定するところの畜産振興費に充てべき国庫納付金の額が何割程度になるかと御質問かと思ひます。私、ちょっと今手元に、三十七年度の畜産振興費の総額がどの程度になるか、資料を持って参りませんでしたが、畜産振興費の範囲の取り方でも、相当この金額は変わつて参ります。私どもは大体この畜産振興費の中には、この法律の規定の趣旨から、その他の畜産振興費を含めておりますものから、できるだけ広くとつてきておりますが、その額で参りますと、三十七年度は六十億にこえていゝのではないと思ひます。ちょっと正確な数字は私覚えておりません。
○東海林委員 畜産局長、今の数字がわかつておりましたら、お答え願ひたいと思ひます。
○森(茂)政府委員 畜産局の予算で他局に計上されておる分も含めまして五十七億になりますけれども、その他農林経済局等の部面で、家畜導入資金等をも全部合わせますと、これは一々拾つて参らないとわかりませんが、局

だけで五十七億でございますので、そのほかに構造改善その他家畜導入等約十億足らずの金が組まれておるわけでありまして。
○東海林委員 質問は終わりますが、この三十六条の条項が規定された経緯等も一つ主計官ももう一度御検討願ひまして、十分この条項が法律通りの機能を發揮できるように、今後の予算編成においても十分一つ御配慮願ひたい、こういうことをお願いしまして終わります。
○川俣委員 三十六条の問題が、きょう午前中から問題になっておるわけですが、大蔵省はとかく今まで畜産振興のために尽くしてきた一般会計の金を、こういう益金で上がつてくるものに肩がわりしてしまおうという傾向が非常に強いのです。これはたびたびそういう傾向があるわけですが、前回も非常に問題になったのですが、予算の範囲内において云々というのが原案であつた。ところがそういうことをやられるから予算の範囲というものをわざわざとつてしまった。まだまだそういう傾向があるとすると、今度のこの競馬法についても修正をいたしまして、大蔵省の関与の余地のないような法律を作らなければならぬというところに向ひ込まれる危険性があると思ひますが、これはあなたは非常に責任が重たいと思ひますから、一つ御答弁願ひたいと思ひます。大蔵省の答弁いかんによつては、制約を受けられないような修正をしなければならぬところ、今後十分考慮しなければならぬと思ひますが、この際一言聞いておいて、私の修正の態度をきめたいと思ひますので、

のです、大蔵省を代表した意味で答弁をしていただかないと、私どもの方の修正はできないことになる。非常に無理かもしれませんけれども、代表をして御答弁を願います。

ほかに著しく高い罰金の金額も定めておるのは、その税務関係の性質によって、刑罰によって指導関係をねらう、こういうことで指導的な意味で相当の脱税をした者等については応報がある

脱税をした者等については応報がある

「でございませうが、これでもこのカール

「万門の累金又はこれを伊科する」
 というふうになる場合には「若しく

「くは」となったのは、改正するとき

に、もとの条文をそれにそろえなかつた、こういう意味で、同じに読んでいただきたいと思ひます。

○川俣委員 同じく読んでほしいと言つたつて読めないし、「又は」という場合と「若しくは」という場合と意味は違ふようにとれるのです。懲役が若しくはというのですから、懲役がいやだつたら罰金でもいい、こういうふうにとれるんですよ。法律ですから、そういう誤解を受けるようなあいまいなことは避けたらいいではないか、こういうことなんです。人に処罰を加えるのですからね。あいまいなうちに処罰を加えるというよりはよろしくないことなんです。法定罰則主義からいひましても、やはりはっきりした言葉でなければならぬと思ひます。あえて固執しているんじゃないんです。こういう改正の機会だから、今まであな方はとかく見落としてから、この際見落としてしないで、改正すべきものは改正しておいたらどうか、このことだけです。これに何か文句があるのですか。

○森(茂)政府委員 お話のように、二十三年の法律のときにはそういう用語を使つておつた慣例のようでありま

でないにいたしましても、やはり一つのきざんたるものを見せなければならぬということでしょう。罰則を強化するということですから、強化の中にはこういう改正を入れてもいいのじゃないか。あなたの提案の中に強化するという表現があるわけですね。そうすると、この際表現も通例の表現に変えておく方が妥当ではないか。これは法制局と相談されて、変えるのに何も固執される必要はないんじゃないか。あなた方をいじめるとか何とかという意味は毛頭ない。「若しくは」と「又は」とあつてもいいと言へば、それきりです。私はこれで罰則を受けるとは思ひませんから、どつちだつていいのです

が、一般から見ますと、やはり一般の通例に従つた形で厳守させるというところが望ましいんじゃないか。そういう意味で言つたのですから、われわれの方で訂正してもよろしゅうございませうし、あなたの方でも訂正するような用意をしておられるなら、このくらしいことはすなおに應ぜられて訂正する方がよろしいんじゃないかと思ひます。

さらに参考に申し上げますが、家畜伝染病予防法は「又は」です。農産種苗法は「又は」で、肥料は「若しくは」罰金又は併科する。こうなつてゐる。それから農薬は「又は」です。農林省関係のやつは、六法に出ておられるのは大抵「又は」です。ただ肥料だけは「若しくは」罰金又は併科する。こうなつておりますから、このときには、「又は——又は」でなくて、「若しくは——又は」の方が適當だろうと思ひます。農林省の六法全体から見たら、やはりそろえておく必要があるのではないかと

いかと思ひます。これだけ勉強したのですよ。あなた方提案者は当然勉強してくるべきものなんです。もう簡単でいいですから、簡単に御答弁願つて——やかましく言うつもりはないが、あなたが固執するからやかましくなる。

○森(茂)政府委員 内閣の法制局と連絡いたしましたしてお答えしたいと思ひます。

○川俣委員 ではこの程度で終わりたいと思ひますが、畜産局で今後——これは畜産物の価格安定のときに質疑をいたしてもよろしいのですが、今後牧野の改良等かなり脚光を浴びてくるのではないかと思ひます。明治の初年ころは、馬産奨励の意味から牧野という形ができ、牧野法というものができております。今後、馬産奨励と畜産奨励とは、ある点で一致する点もありますし、また相背馳する点も出てくると思ひます。そういう点で、今後の牧野のあり方について検討して参らなければならぬと思ひます。でございませう。日本の牧野制度につきまして、ほんとうは長くお聞きしたいのですけれども、時間がないので、これをやると一時間くらいかかるからきょうはやめて、畜産物価格安定法のとくにやりた

と思ひます。それから、牧野の問題について一つ勉強してほしいということを経件にして、私の質問を終わります。○野原委員長 参考人各位には長時間当委員会に御協力をいただきました。まことにありがとうございます。なお、参考人の各位にはまことに御苦勞様ですが、明日も御足勞願いたしと存じますので、御了承願ひたいと思ひます。

明日午前十時から開会することとし、本日はこれにて散会いたします。午後三時三十二分散会

農林水産委員会議録第十二号中正誤

ペシ	段行	誤	正
八	二	末から	従来
一三	三二〇	れは	これは
一五	四六	除々に	徐々に

農林水産委員会議録第十三号中正誤

ペシ	段行	誤	正
一	三	末から	ごい
三	一	末から	ごい
五	一六	信用度	信用度
六	一三	保証度	保証度
七	二一四	子供	子供
七	二一四	採種	採種
一〇	一四	特	特
一〇	四二	きよ	きよ
一〇	四六	一方	一方

第一類第八号

農林水産委員会議録第十八号

昭和三十七年三月十四日

昭和三十七年三月十九日印刷

昭和三十七年三月二十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局